

第3期
新郷村子ども・子育て支援事業計画(案)
[令和7年度～11年度]



令和7年3月
青森県 新郷村



はじめに



未定稿

令和7年3月

新郷村長 櫻井 雅洋

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけと他計画との関係.....	3
3 計画期間.....	4
4 計画の策定体制と村民意見の反映.....	4
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	6
1 本村における人口と子ども人口の状況.....	6
(1) 人口と子ども人口の推移.....	6
(2) 出生数の推移.....	7
2 子育て家庭の状況.....	8
(1) 子育て家庭状況.....	8
(2) 子育て世帯の主な保育者.....	8
3 就労状況.....	9
(1) 本村の就業率.....	9
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	10
(1) 子育て支援事業の提供体制.....	10
(2) 子育て支援事業の利用状況.....	10
5 本村における課題の整理.....	13
第3章 計画の基本理念と基本目標等.....	17
1 計画の基本理念.....	17
2 計画の基本目標.....	18
3 施策の体系図.....	19
第4章 子ども・子育て支援の事業展開.....	21
1 教育・保育等の提供区域.....	21
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	22
(1) 子ども人口の推計.....	22
(2) 世帯・就労の状況.....	23
(3) 教育・保育事業のニーズ量見込み.....	27
(4) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み.....	28
3 施設型事業.....	29
(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）.....	29
(2) 保育施設（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業）.....	29
4 相談支援.....	30

(1)	利用者支援事業	30
(2)	地域子育て支援拠点事業	31
5	訪問系事業	32
(1)	乳児家庭全戸訪問事業	32
6	通所系事業	32
(1)	子育て短期支援事業	32
(2)	産後ケア事業	33
(3)	一時預かり事業	34
(4)	乳児等通園支援事業	35
(5)	時間外（延長）保育事業	35
(6)	病児保育事業	36
(7)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	36
7	その他事業	37
(1)	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	37
(2)	妊産婦健康診査	37
(3)	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	38
(4)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	38
(5)	多様な事業者等の参入促進・能力活用事業	39
8	幼児期の教育・保育の一体的提供の推進	39
(1)	認定子ども園に係る基本的な考え方	39
(2)	幼稚園教諭や保育士の資質向上のための支援	39
(3)	質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	39
(4)	教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	39
(5)	幼稚園および保育園と小学校との連携	40
9	教育・保育施設の質の向上	40
10	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	40
第5章 次世代育成支援及び子どもの貧困対策に関する施策展開		41
基本目標Ⅰ	子どもの健やかな成長を支援する体制づくり	42
推進策1	子どもたちの居場所づくり	42
推進策2	特色ある教育環境づくり	43
基本目標Ⅱ	すべての子育て家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり	44
推進策1	子育てに関する相談・情報提供や親が交流できる場づくり	44
推進策2	母子の健康と子どもの健やかな成長への支援	45
推進策3	子育て支援に関する行政等のサービスの充実	47
基本目標Ⅲ	子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり	49
推進策1	仕事でも家庭でも「男女共同参画」意識の浸透	49
基本目標Ⅳ	地域も家庭も相互に協力しあえるむらづくりの推進	50

推進策1	見守り・支える子育て支援の充実	50
推進策2	ともに支えあう協力体制づくり	51
基本目標V	安心・安全な子育て環境づくり	55
推進策1	子どもを安心して育てられる環境づくり	55
推進策2	子どもを守る“地域力”の向上	56
第6章	計画の推進体制	57
1	計画の点検および推進体制	57
2	関係機関・民間団体との連携体制	57
資料編		58
1	新郷村 子ども・子育て会議条例	58
(1)	新郷村子ども・子育て会議条例	58
(2)	委員名簿	59

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

○共働き家庭の増加や少子高齢化等の問題等、子どもと家族を取り巻く環境は大きく変化し続け、長期化・深刻化しています。そのことによって子育て世代は、先行きに対して不安を抱えています。

○国は子育てに関して、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを進め、本村においても「新郷村子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子どもや子育てに関連する業務の円滑な実施に取り組んできました。

○令和2年3月には、前計画の基本理念等を継承した「第2期 新郷村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、併せて「次世代育成支援推進計画」及び「子どもの貧困対策についての計画」を一体的に策定しました。

○国では令和5年4月に「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」を発足し、12月には「こどもまんなか社会」を基本理念とする「こども大綱」が閣議決定されました。

○国の政策を受け、「第3期 新郷村子ども・子育て支援事業計画」では前計画の見直しをしつつ、引き続きこどもの健やかな成長を育むための「次世代育成支援推進計画」及び「子どもの貧困対策に関する計画」を一体的に策定します。

関係法令等

◆【子ども・子育て支援法の基本理念】

1. 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容および水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

◆【次世代育成支援対策推進法の市町村計画】

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

◆【子どもの貧困対策の推進に関する法律の基本理念】

- 1.子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2.子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3.子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

◆【こども基本法】

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

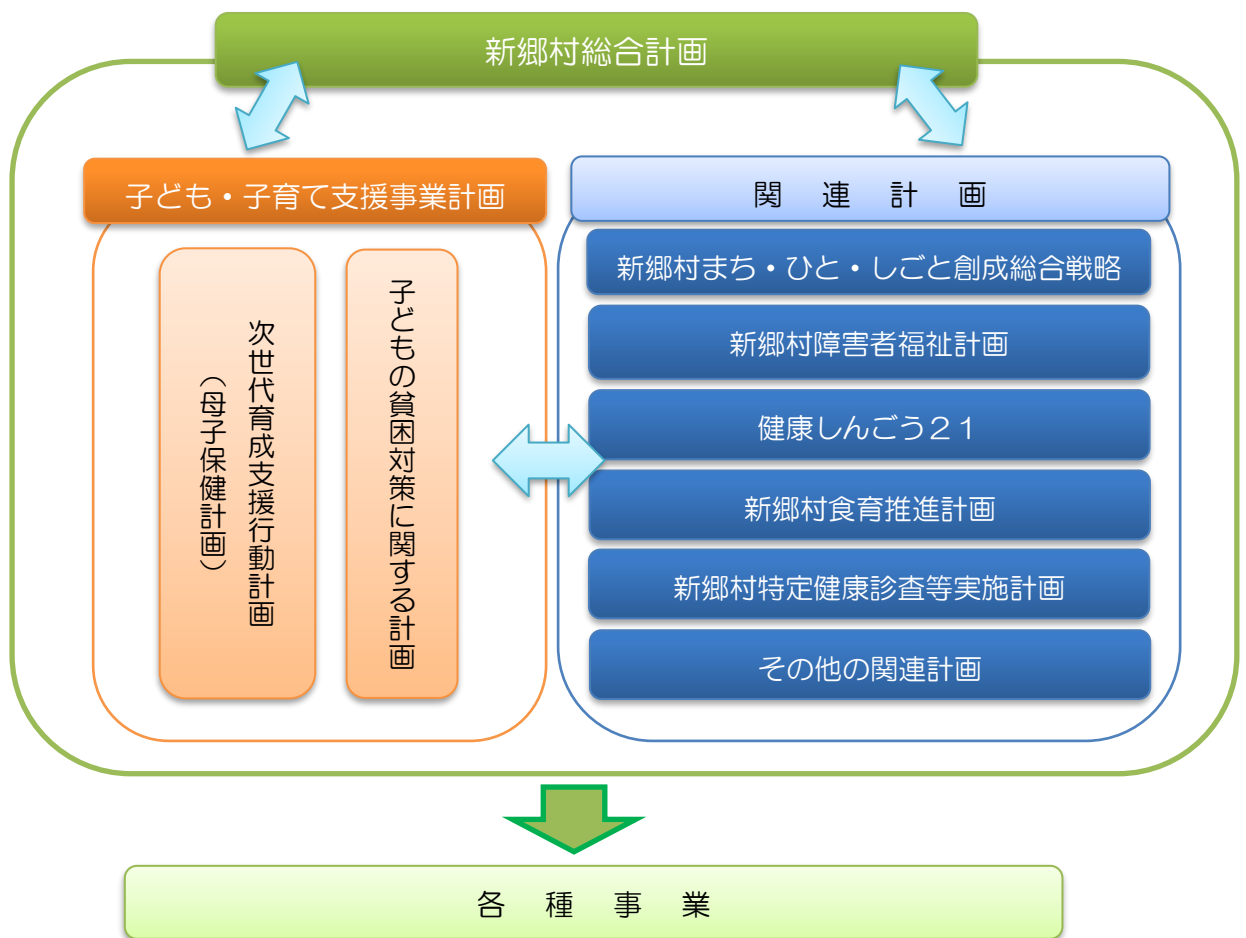
◆【こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指す。

2 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、市町村での策定は任意となった「次世代育成支援対策推進法」第8条で定める「次世代育成支援市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策に関する計画」と一体のものとして扱います。なお、本計画には「母子保健計画」も含まれています。

本計画の策定にあたっては、上位計画「新郷村総合計画」のもと、関連する他計画との整合性を図りました。

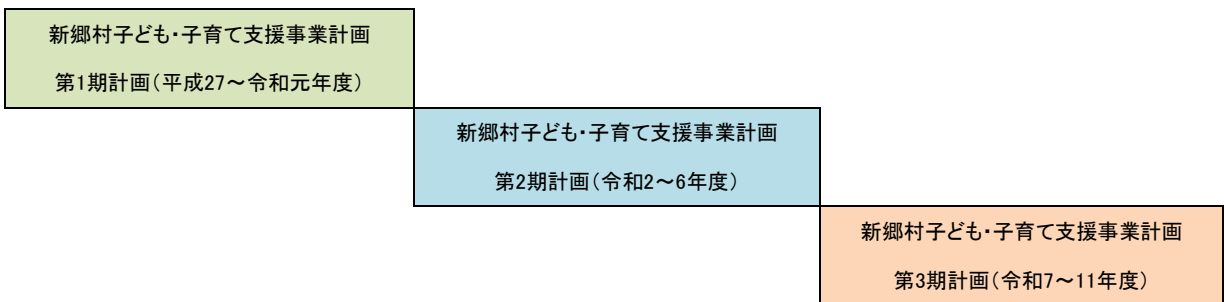


3 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、国の制度改革や社会情勢の変化、地域動向を注視し、計画内容に不整合が生じるおそれのある場合は、計画期間中においても見直しを行うものとします。

◆計画期間

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
------------	------------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------

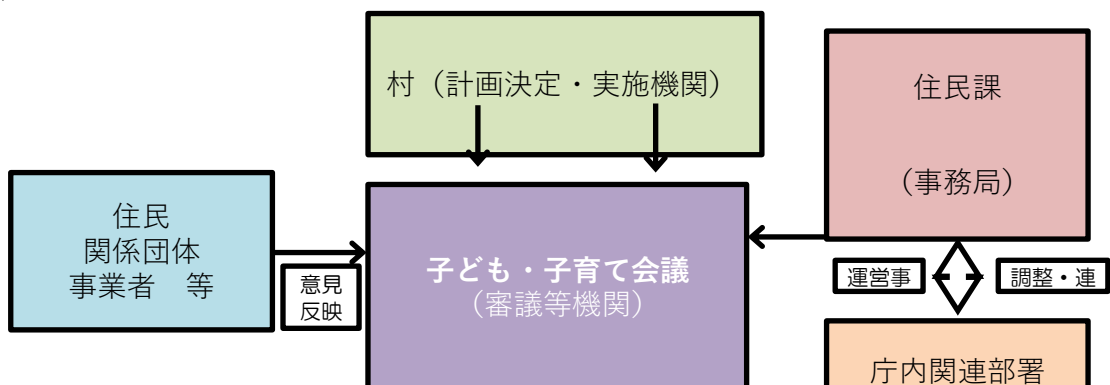


4 計画の策定体制と村民意見の反映

子どもの保護者、子育て支援事業者、学識経験者などから構成される「新郷村子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本村の子育て支援等に関わるニーズを把握するため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等を設定するための基礎資料として活用しました。

◆計画の策定体制



◆子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査概要

【調査票の種類と調査対象者等】

①調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童用）」	
調査対象者	就学前児童を持つ保護者
調査件数	35件
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業の現状・利用意向に関する設問
②調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（小学生用）」	
調査対象者	小学校児童を持つ保護者
調査件数	62件
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方に対する希望に関する設問

【調査時期と調査方法】

調査時期	令和6年2月16日～3月7日	
調査方法	就園児の保護者	施設を通じて調査票を配布・回収
	未就園児の保護者	郵送により調査票を配布・回収
	小学生の保護者	小学校を通じて調査票を配布・回収

【調査の配布・回収状況】

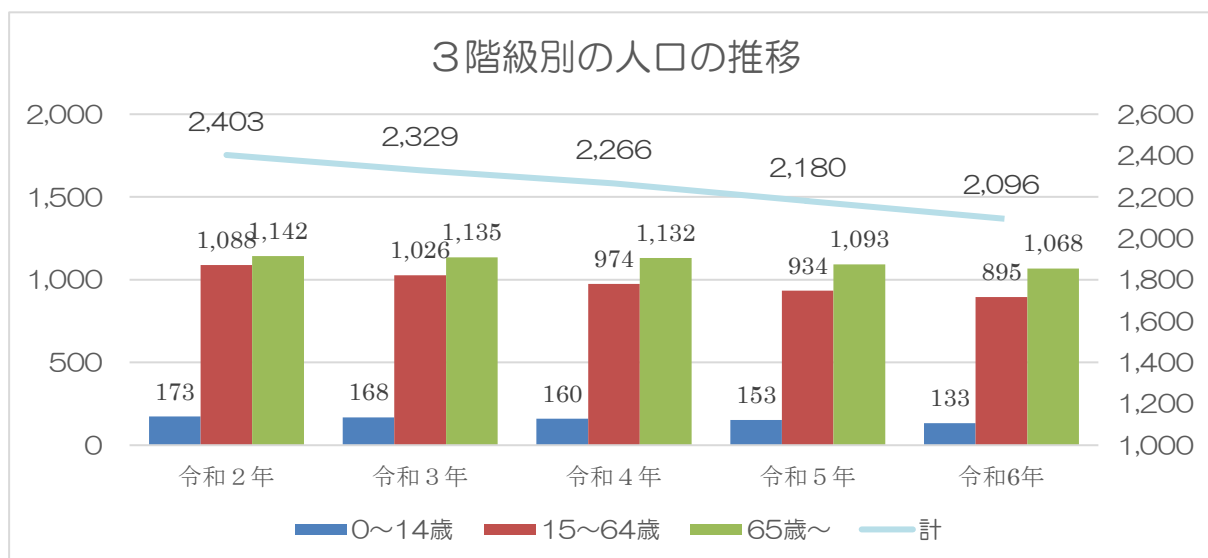
区 分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
村全域	39人	35人	89.7%	65人	62人	95.4%

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本村における人口と子ども人口の状況

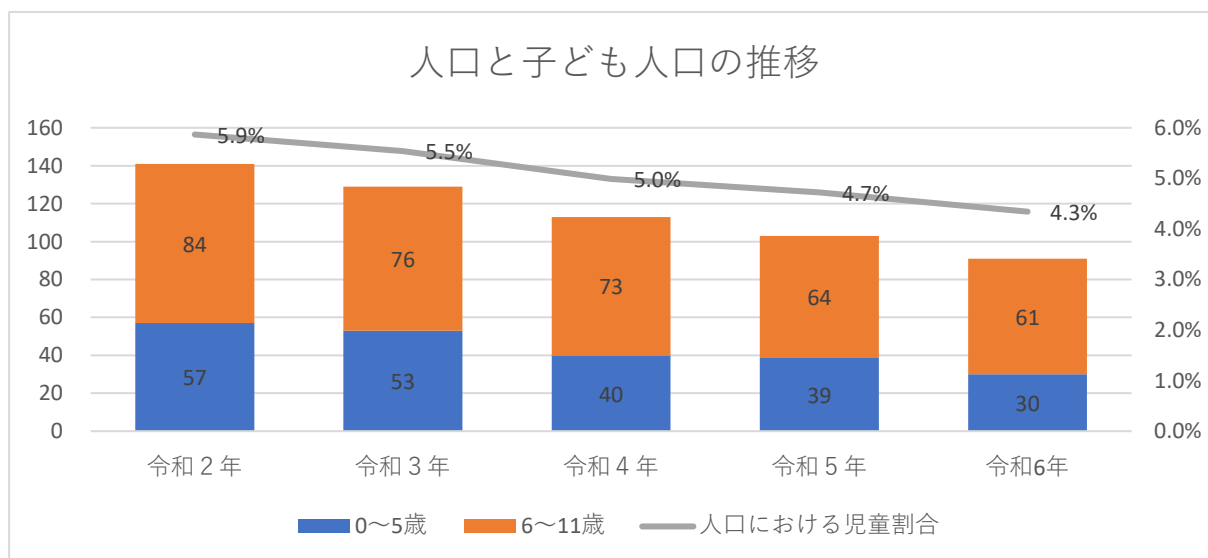
(1) 人口と子ども人口の推移

本村の人口は昭和53年の4,795人から毎年減少し続けており、令和6年には2,096人となっています。過去5年間の状況についても、3階級別人口をみると、令和2年から令和6年にかけて老年人口（65歳以上）は3.4%増加、生産年齢人口（15～64歳）は2.5%減少、年少人口（0～14歳）は0.9%減少しています。



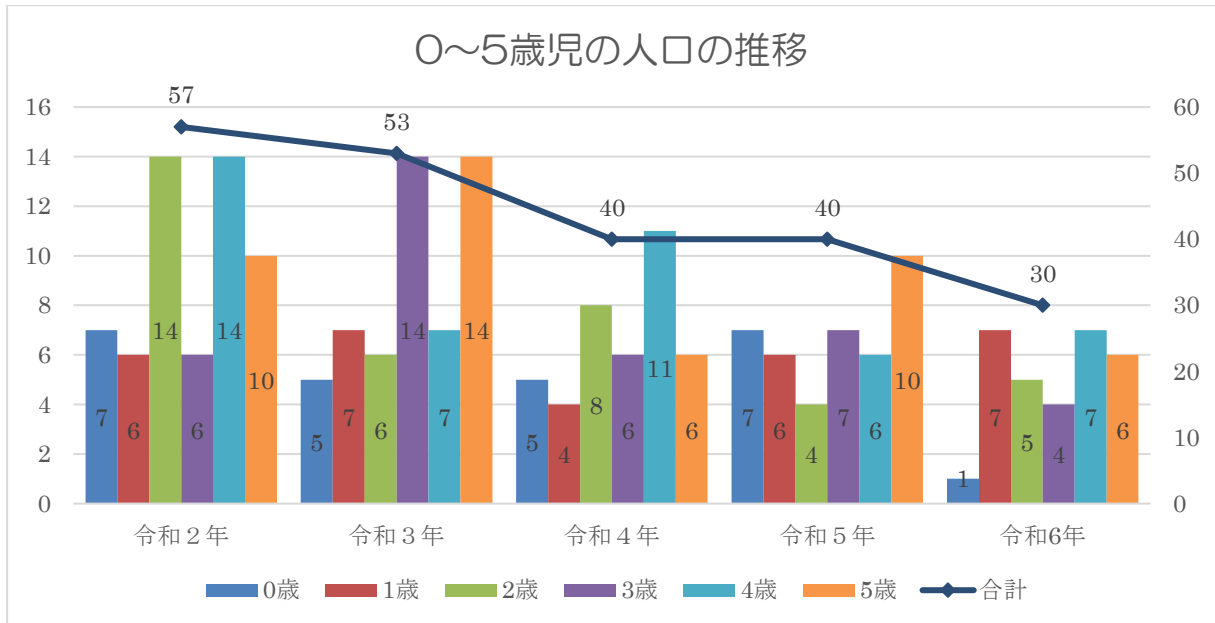
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童および小学校児童）の過去5年間の状況についても、緩やかに減少し続けており、人口における児童割合は令和6年には4.3%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

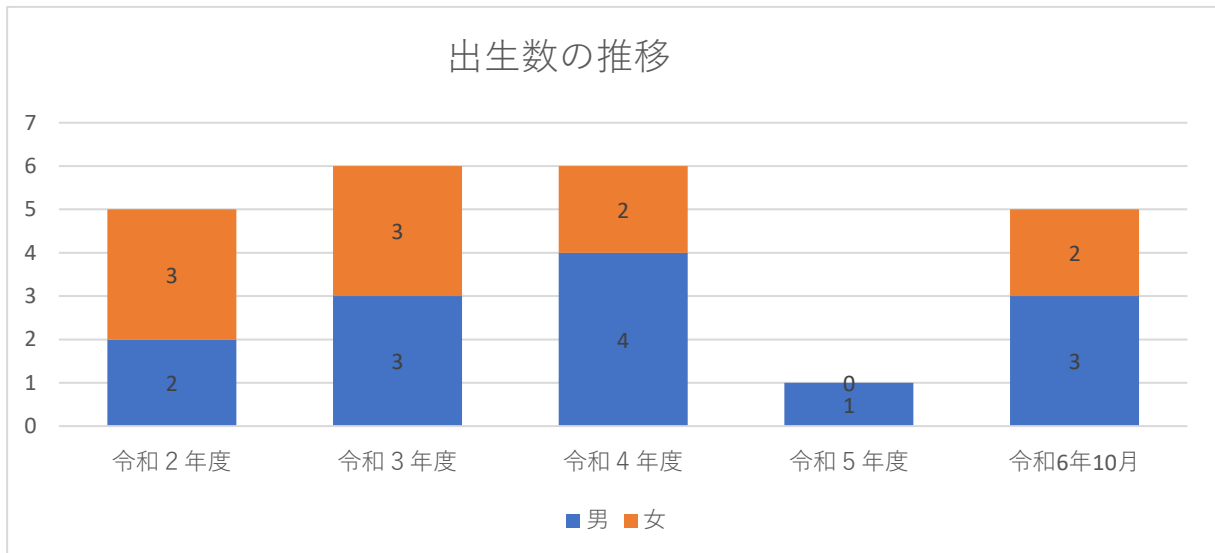
就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、0歳は令和2年から令和5年までの間は、ほぼ横ばいの人数となっていました。令和6年に大きく減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）出生数の推移

本村の出生数をみると令和5年度は1人と、極端に少なくなっています。令和5年度を除くと、出生数はほぼ横ばいとなっていますが、今後は出生数に波のある傾向が予想されます。

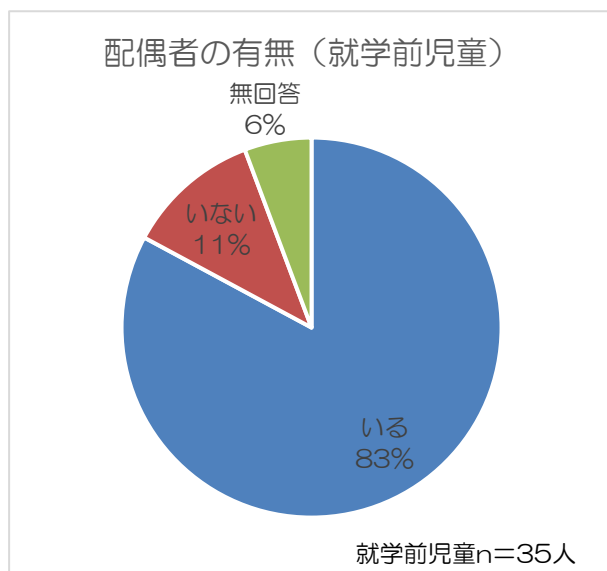


資料：住民基本台帳（令和2～5年度は年度末時点、令和6年は10月末時点）

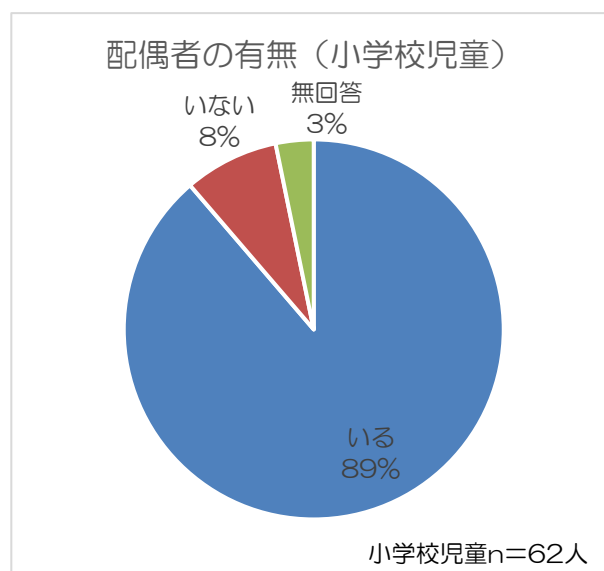
2 子育て家庭の状況

(1) 子育て家庭状況

子育て家庭状況について、両親がいる環境の就学前児童は83%、小学校児童は89%です。ひとり親家庭は就学前児童・小学校児童ともに全体の約10%程度となっています。



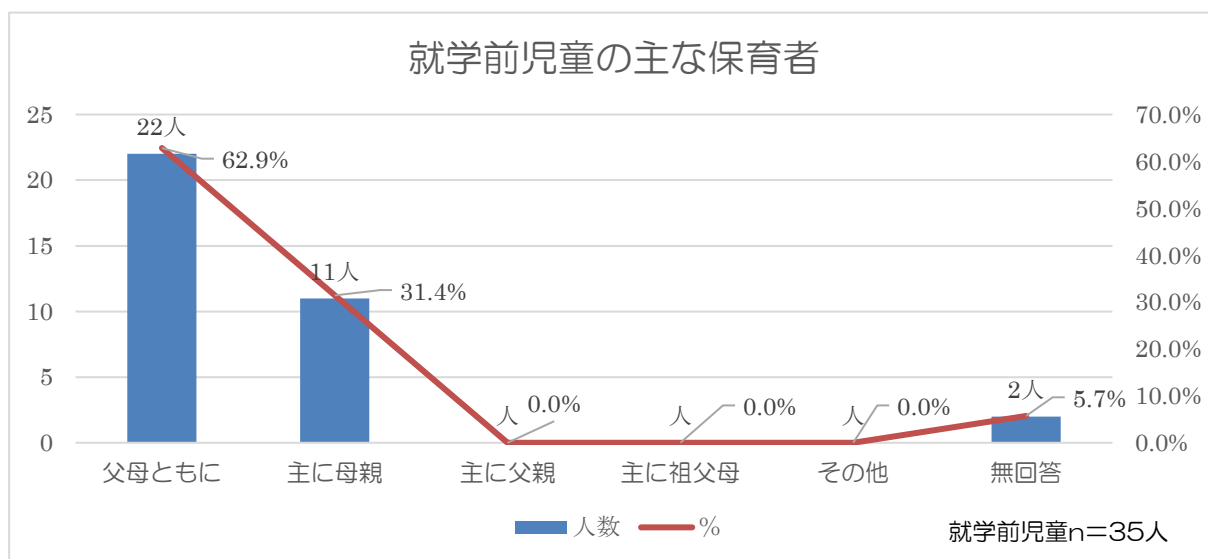
資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）



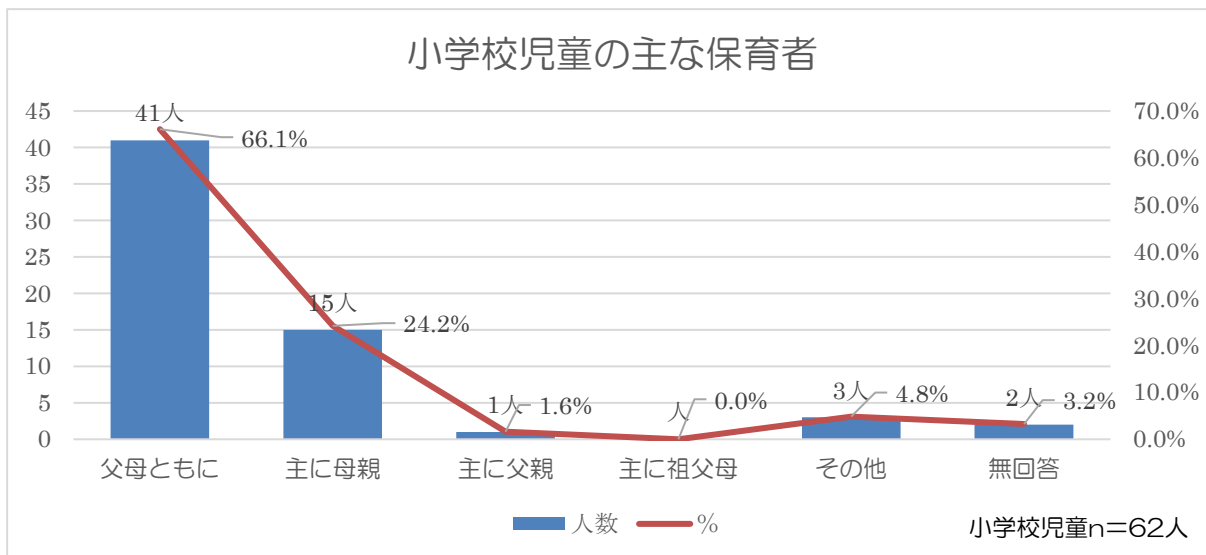
資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）

(2) 子育て世帯の主な保育者

令和6年2～3月に実施したニーズ調査から、主な保育者の状況を見ると、就学前児童では「父母ともに」（62.9%）と「主に母親」（31.4%）が多く、全体の9割以上を占めています。小学校児童も「父母ともに」（66.1%）と「主に母親」（24.2%）及び「主に父親」（1.6%）とこちらも同様の結果となっており、主に父母が保育者として関わっています。



資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）

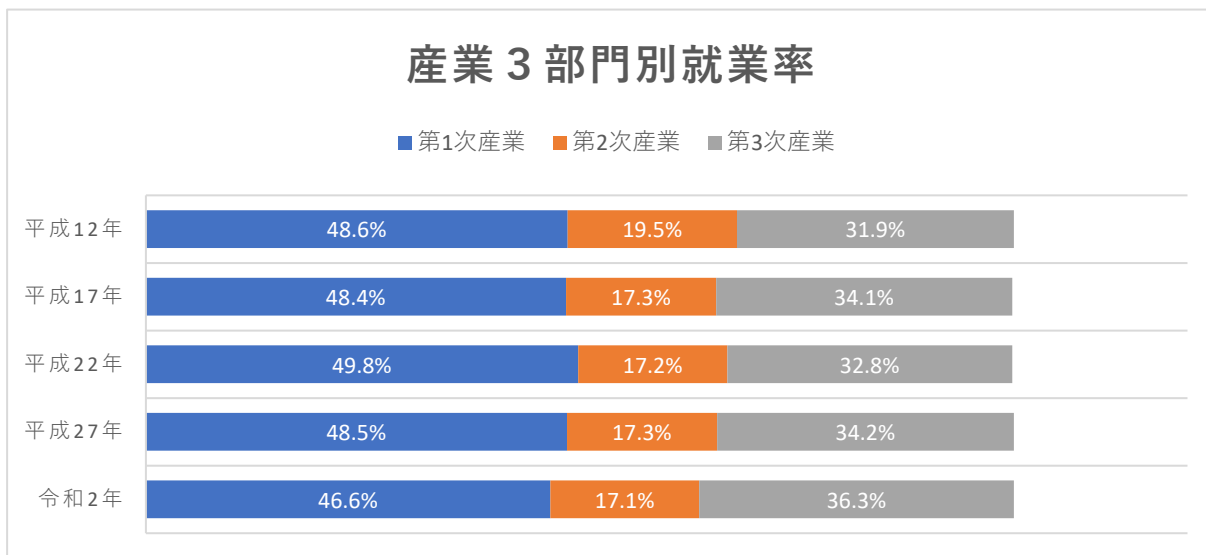


資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）

3 就労状況

(1) 本村の就業率

本村の15歳以上就業者の産業3部門別割合の推移をみると、「農業、林業」などからなる第1次産業の就業率が最も高く、次いで「小売業、医療、福祉、飲食サービス業」からなる第3次産業の就業率が高くなっています。「建設業、製造業」などからなる第2次産業の就業率は、最も低くなっています。こうしたことから、本村における産業構造としては、第1次産業が中心であることがわかります。



資料：国勢調査（総務省統計局）

※第一次産業…「農業、林業」及び「漁業」

※第二次産業…「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」及び「製造業」

※第三次産業…「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本村の子育て支援事業の提供体制は、令和6年10月時点で下表のとおりとなっています。また、幼児期の教育・保育事業では前計画やそれ以前も待機児童はいませんでした。

◆子育て支援事業の提供体制（令和6年度）

子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	定員数（人）
1 幼児期の教育保育事業				
	幼稚園	か所	0	0
	認定こども園	か所	1	40
	認可保育園	か所	0	0
2 地域型保育事業				
	小規模認可保育園	か所	0	0
	家庭的保育	か所	0	0
	居宅訪問型保育	か所	0	0
	事業所内保育施設	か所	0	0
	本村認証・認定の保育園	か所	0	0
	認可外保育施設	か所	0	0
3 地域の子育て支援事業				
	子育て短期支援事業	か所	0	0
	地域子育て支援拠点事業	か所	1	—
	一時預かり事業	か所	1	—
	病児・病後児保育事業	か所	0	0
	ファミリーサポートセンター事業（預かり会員）	人	-	0
	放課後児童クラブ（学童保育）	か所	1	40

資料：住民課調

*事業所内保育施設・・・企業などが、主に従業員用に運営する保育施設。

*認可外保育施設・・・児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設。

*子育て短期支援事業・・・家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を養護施設等で必要な保護を行うもの。

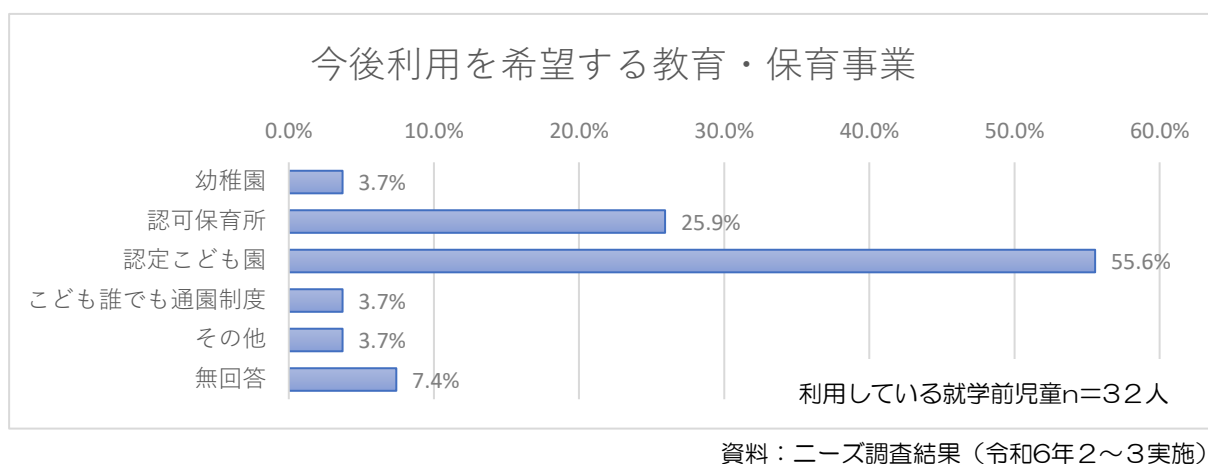
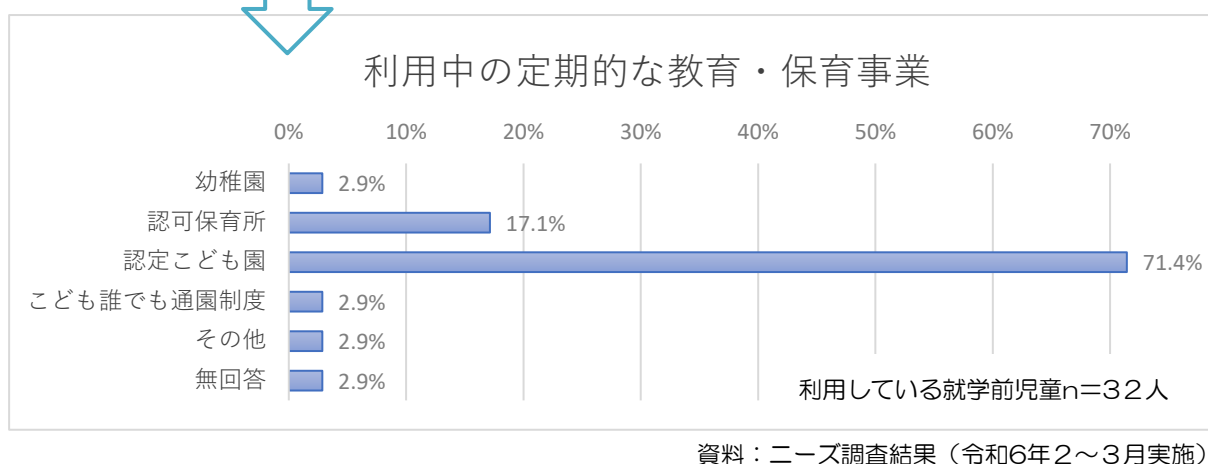
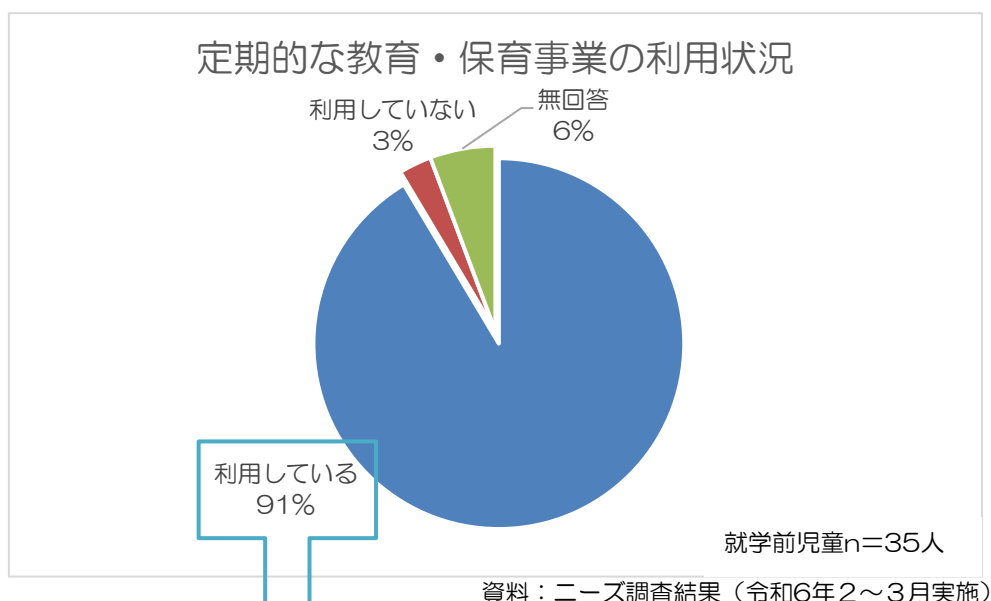
*一時預かり事業・・・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園等で必要な保護を行うもの。

*病児・病後児保育事業・・・病児について専用スペース等で看護師等が一時的に保育等を行うもの。

(2) 子育て支援事業の利用状況

定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は91%おり、そのうち71.4%が「認定こども園」を利用しています。定期的な教育・保育事業の利用の有無に

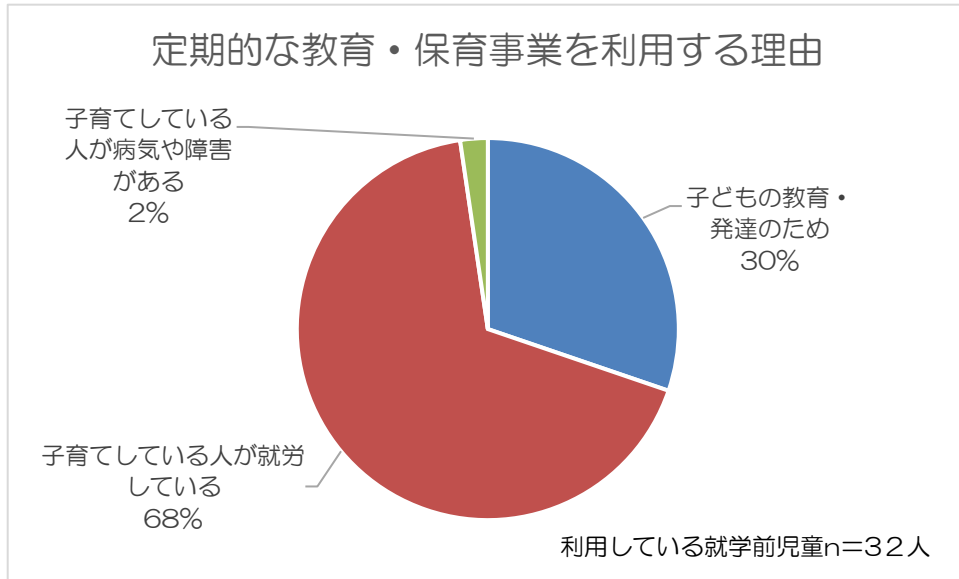
関わらず、今後利用を希望する教育・保育事業は「認定こども園」が55.6%、「認可保育所」が25.9%、「幼稚園」「こども誰でも通園制度」「その他」が3.7%となっています



※調査時は「こども誰でも通園制度（仮）」でしたが、現在は「乳児等通園支援事業」と正式決定しました。

定期的な教育・保育事業を利用する理由

定期的な教育・保育事業を利用していると回答した方の理由として、「子育てしている人が就労している」(68%)、「子どもの教育や発達のため」(30%)、「子育てしている人が病気や障害がある」(2%)となっています。



資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）

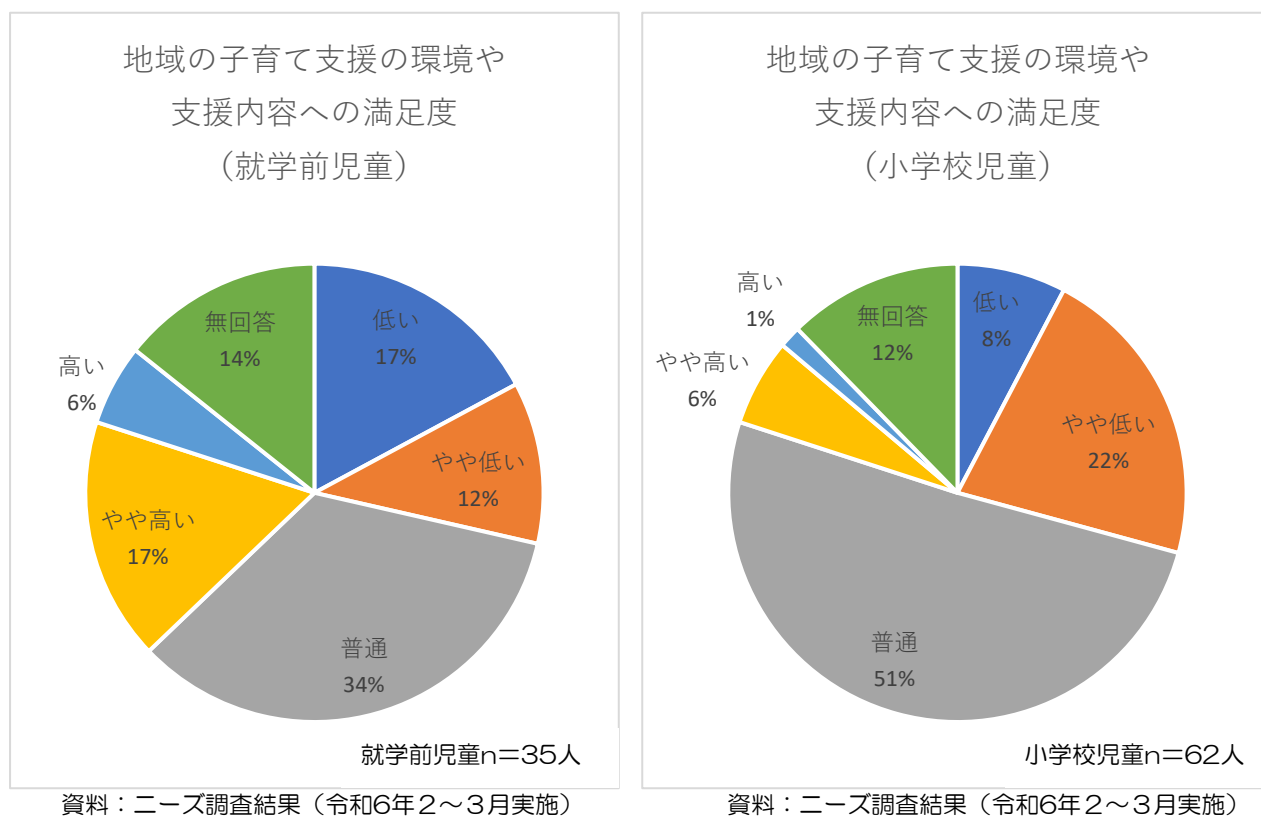
5 本村における課題の整理

計画の策定に当たっては、ニーズ調査の結果や第2期計画の施策進捗評価に基づき次の課題をあげました。これらの課題を解決するために施策を検討し推進していきます。

課題1 *子育て中の保護者への支援

子育て支援の環境や支援への満足度が、就学前児童では「やや低い」「低い」が29%となっており、3割程度が現在の支援で満足していない状況であることがわかりました。また小学校児童でも「やや低い」「低い」が30%であることから、就学前児童及び小学校児童を抱える保護者の双方で満足度が低くなっています。

就学前児童では病児保育の希望や経済的支援に関する要望、小学校児童では同じく経済的支援や中学校卒業後の送迎支援に関する意見・要望があげられており、関係部署と連携して今後の検討していく必要があります。



課題2 *子どもの居場所に関する支援の拡充と質の向上

放課後の過ごし方として就学前児童の児童クラブの利用希望が多くなっていますが、小学校児童では小学1～3年生、小学4～6年生どちらも、自宅で過ごす希望が一番多くなっています。また放課後の子どもの居場所として、放課後子ども教室の再開希望や保護者の就労

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

状況を問わずに無料で利用できる放課後を過ごす場所の開設要望が挙げられています。

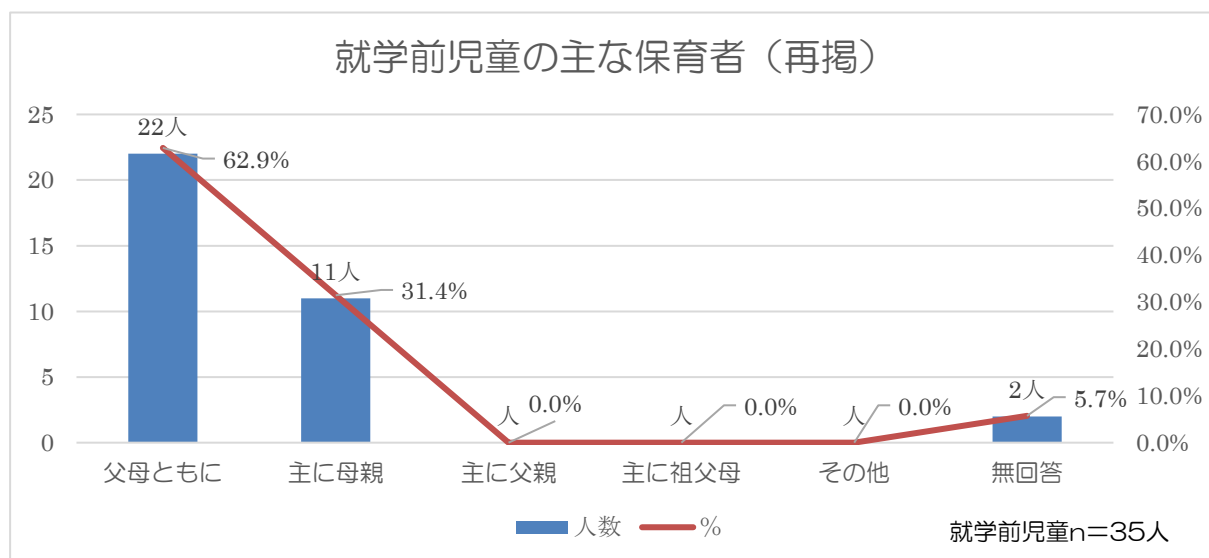
放課後に子どもの過ごす場所について、就学前児童では児童クラブのニーズが高くなっているものの、小学校児童では利用希望が極端に減っていることから、利用する前の段階における児童クラブの認識について、齟齬が考えられるため、保護者に対する制度の周知について方法を検討していく必要があります。

子どもの居場所について関係部署や事業所と連携し、現在サービスの継続や質の向上、新規の事業について検討していくことが必要です。

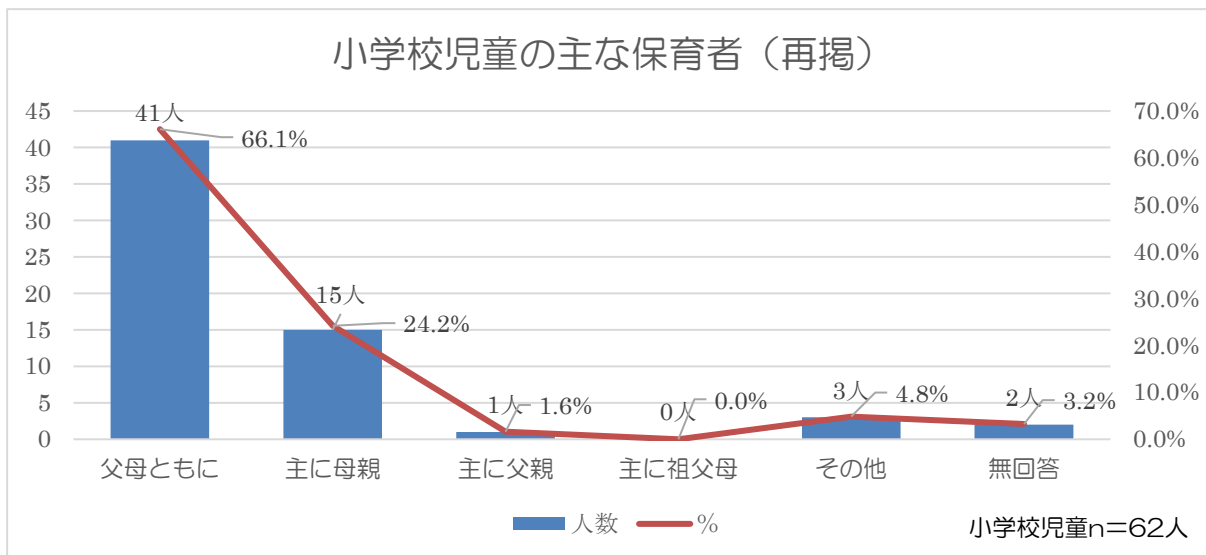
課題3 *病児・病後児保育の必要性について

定期的な教育・保育事業を利用している人のうち、お子さんの病気等により通常のサービスを利用できなかったと回答した人の中で病児・病後児保育を利用したいと回答した方は70%となっています。現状、通常のサービスを利用できなかった際は、フルタイムやパート・アルバイト等で働く母親や父親が9割を超えているため、母親や父親が仕事を休まざるを得ない状況にあります。病児を他人に看てもらうことに不安を感じる保護者も一定数いることから、回復期にある病後児保育について、実施を検討していく必要があります。

検討には施設基準を満たす施設の整備や、人材と予算の確保、事業を継続的に実施するための体制についても、関係部署と連携していく必要があります。



資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）



資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）

課題4 *子どもの遊び場について

現在村内では、グリーンパークや地域子育て支援拠点事業による保育園の園庭の開放、農村公園以外に子どもの遊び場がない現状です。またグリーンパークのコート等は有料となっています。すべて屋外施設のため、天気によって遊べる場を求める意見が就学前と小学校の児童の保護者から寄せられています。

現在村内の既存施設である廃校の活用等を検討しつつ、天気や季節に左右されない遊び場について関係部署と検討していく必要があります。

課題5 *送迎支援の要望について

スクールバス等の運行がない認定こども園と高等学校の送迎支援について、保護者から要望が挙げられています。特に高等学校は村内に施設がないため、子どもたちは必ず村外の学校に通学することになります。村外行きのバスも通学時間に運行している本数や行先は少なく、保護者の多くが自分たちで送迎をしています。予算や人材の確保、バスの購入等各関係部署と連携し、継続して検討していく必要があります。

また村内の認定こども園では現状園バスがないため、送迎の実施については事業所との協議や既存のファミリー・サポート・センター等の送迎支援制度の周知など、村外等のサービスの活用についても検討していく必要があります。

課題6

*子育て支援対象の拡充と経済的支援について

未就園児に関する経済的支援について、保護者から要望が出されています。就園児の保護者は3歳未満児の保育料の半額助成により、保護者負担軽減が実施されています。ニーズ調査の結果では定期的な教育・保育事業を利用していない保護者は「利用する必要がない」という回答で、経済的困窮は示されておりません。一方で、定期的な教育・保育事業を利用している保護者では、育児休業後の復帰や時短勤務に関して、経済的な理由としている方がいます。

意見や要望にあげられる未就園児だけではなく、就園児も含めた経済的支援について関係機関と相談、連携して検討していく必要があります。

また高校生世代に関する支援は、現在次世代サポート祝金や無利子の奨学金を実施しています。次世代サポート祝金は対象者全員に案内が通知されますが、奨学金は広報紙となっているため、多くの人に活用してもらえよう積極的に周知します。またその他関係部署等と協議し、子育て支援について検討していく必要があります。

課題7

*子どもの運動に関する支援について

意見・要望の中で子どもの運動に関する意見が寄せられています。これまで学校で実施していた部活動は地域移行しています。現在子どもが関係するスポーツ事業は、村民運動会や児童生徒生涯学習講座の運動教室、ナイトスキー教室、駅伝等が中心となっています。

運動機会の積極的な周知活動や新たな運動機会創設について、関係部署と連携し検討を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標等

1 計画の基本理念

基本理念

子どもはすくすく 家庭はいきいき
みんなで育て、支えあう“^わ環”づくりをめざして

～ 村の子育て支援への取り組み ～

子育てを支援していくためには、子どもの幸せを第一に考えると同時に、子育て生活を楽しみ、多様な生活を送ることのできる「ゆとり」が子どもを育てる親（保護者）や家庭にとって重要であることを考える必要があります。そのために、新郷村の子どもたちをみんなで育てるという意識を地域で共有し、教育・保育サービスや子育て支援サービスの利用拡大、地域住民や民間活力の活用促進をめざします。

本計画では、前計画である第2期新郷村子ども・子育て支援事業計画の基本理念を引き継いで『子どもはすくすく 家庭はいきいき みんなで育て、支えあう“環”づくりをめざして』を基本理念とし、村で育つ子どもとその家庭を地域で支える“環”づくり（ネットワークの形成）を推進します。また、村で子育てをしている家庭の多様な生活様式（ライフスタイル）にあった支援サービスについての情報を発信・提供します。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現をより確実なものとするために、5つの基本目標は前計画から引き継ぎました。

基本目標1 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

「認定こども園」「学校」を地域の子育ての中心に据え、地域住民や保健センター等の関係機関、さまざまな団体ができる限り協力・連携することによって、村ならではの子育てや子どもの成長を支援できる体制づくりをめざします。

基本目標2 すべての子育て家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり

安心して出産に臨める体制、母子保健や保育サービス、子育て家庭同士の交流の場があり、子育てのなかで陥りやすい不安や悩みを気軽に相談、リフレッシュできる体制等、妊娠・出産期から乳幼児期、青年期に至るまで相談体制や情報提供を強化するとともに、それぞれの成長の過程において、充実した切れ目のない子育て支援を提供していきます。

基本目標3 子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり

多様な生活様式（ライフスタイル）にあった子育て支援を行うとともに、よりよい環境づくりをめざします。そのためにも現行の社会制度を最大限に活用し、家庭、地域といった身近な場所から意識啓発を行います。

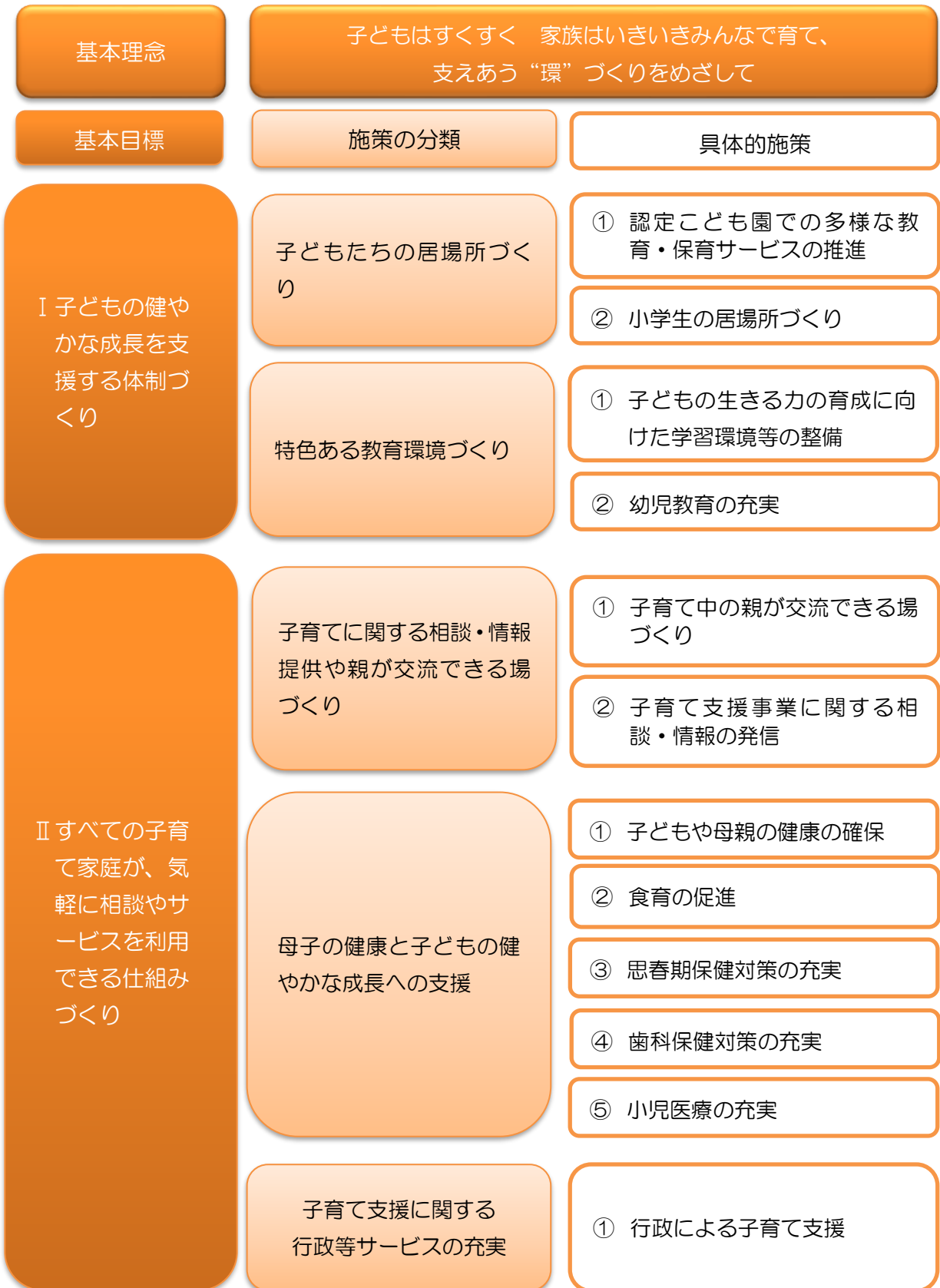
基本目標4 地域も家庭も相互に協力しあえるむらづくりの推進

地域と家庭が関わりあう機会をつくりながら、子育てを通じて互いが自然に地域と家庭が協力しあい、次代の新郷村を創りだす世代を育てる地域・むらづくりを推進します。

基本目標5 安心・安全な子育て環境づくり

村の施設を有効活用して、親子や子ども同士が楽しく集える拠点づくりをめざすとともに、子どもたちの命を守るため、防犯体制の確保や安全教育の充実にも力を入れ、安心して地域で子育てができる安全な環境づくりをめざします。

3 施策の体系図





第4章 子ども・子育て支援の事業展開

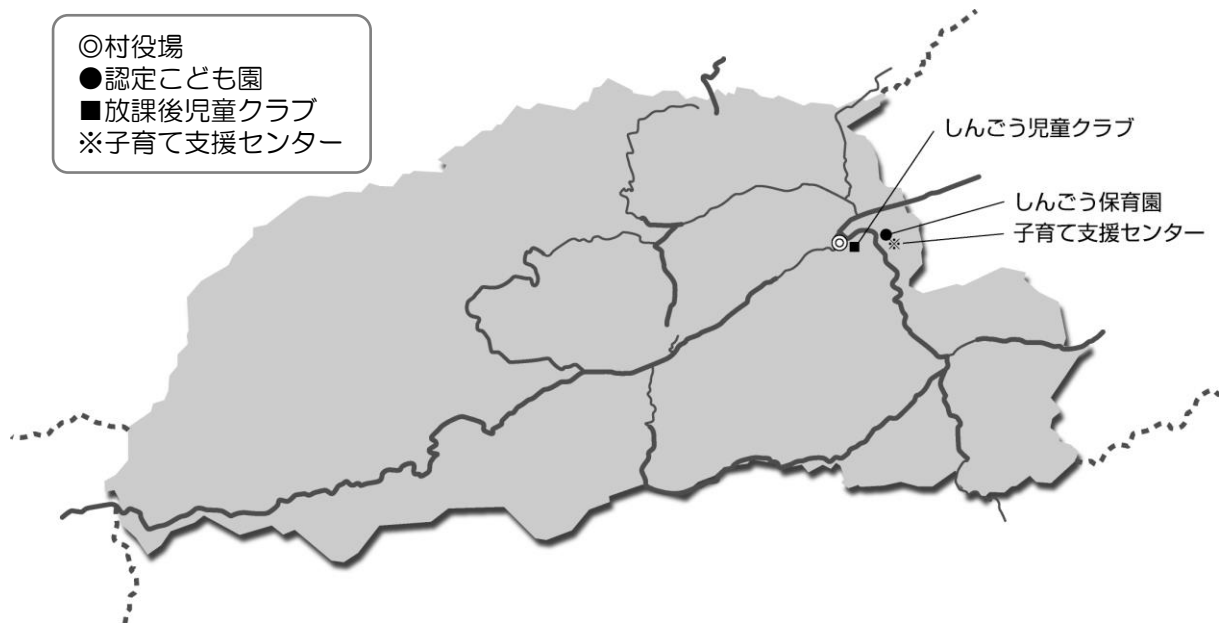
1 教育・保育等の提供区域

本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、**各提供区域は1区域**として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

4. 本村の子ども人口は、令和6年3月31日現在の0～5歳が30人と非常に少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
5. 村内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用しており、容易に教育・保育及び子育て支援事業等を利用することが可能であること。

新郷村子ども・子育て支援の位置図



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 子ども人口の推計

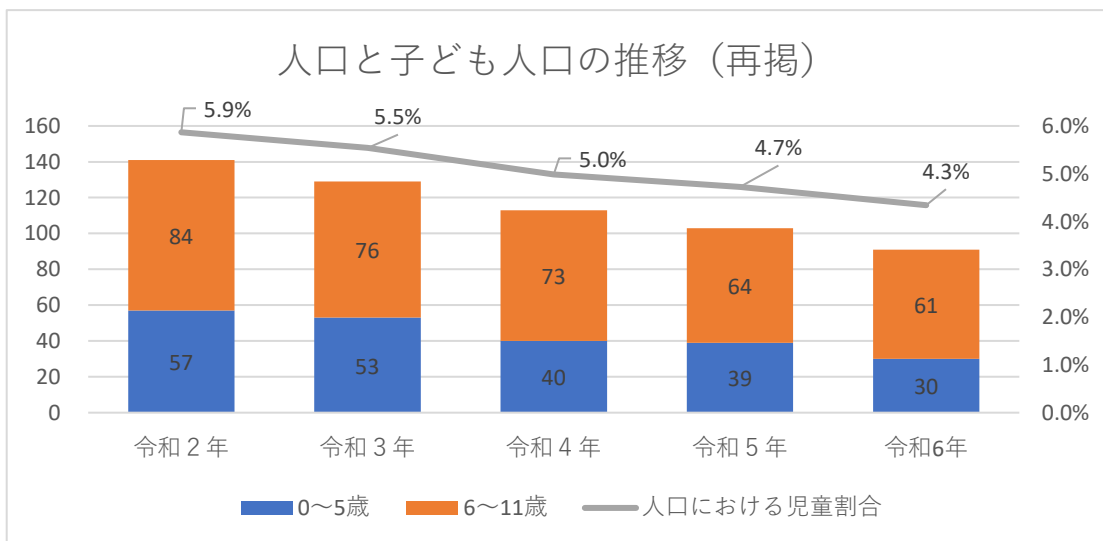
本村の子ども人口の推計について、0～5歳では令和5年の30人から令和11年には23人と推計され7人の減少が予測されています。一方、6～11歳においても令和5年の61人から令和11年には39人と推計され22人の減少が予測されています。

◆子ども人口の今後の推計

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～11歳	104	91	85	79	74	65	65
0歳	7	1	5	5	5	5	5
1歳	6	7	1	5	5	5	5
2歳	4	5	7	1	5	5	5
3歳	7	4	5	7	1	5	5
4歳	6	7	4	5	7	1	5
5歳	10	6	7	4	5	7	1
0～5歳	40	34	29	27	28	28	26
6歳	6	10	6	7	4	5	7
7歳	14	6	10	6	7	4	5
8歳	10	14	5	10	6	7	4
9歳	12	10	14	5	10	6	7
10歳	10	11	10	14	5	10	6
11歳	12	10	11	10	14	5	10
6～11歳	64	62	56	52	46	37	39

参考：住民基本台帳等による推計（各年度3月31日）

◆子ども人口のこれまでの推移



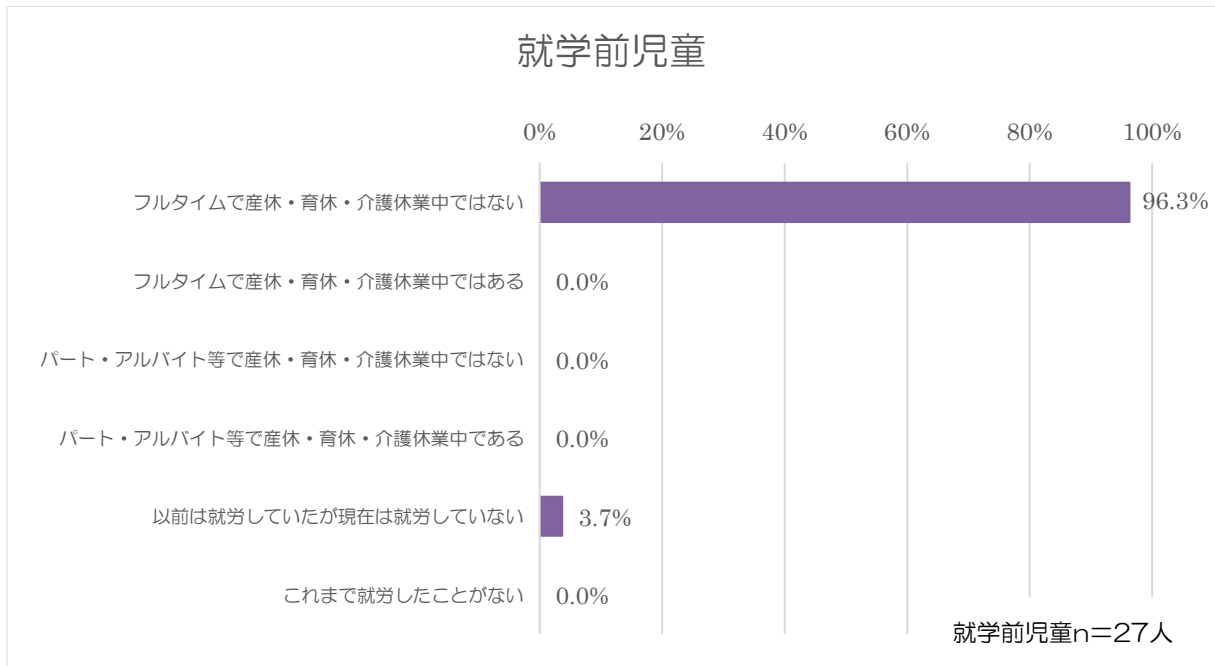
資料：住民基本台帳（令和2～5年度は年度末時点、令和6年は10月末時点）

(2) 世帯・就労の状況

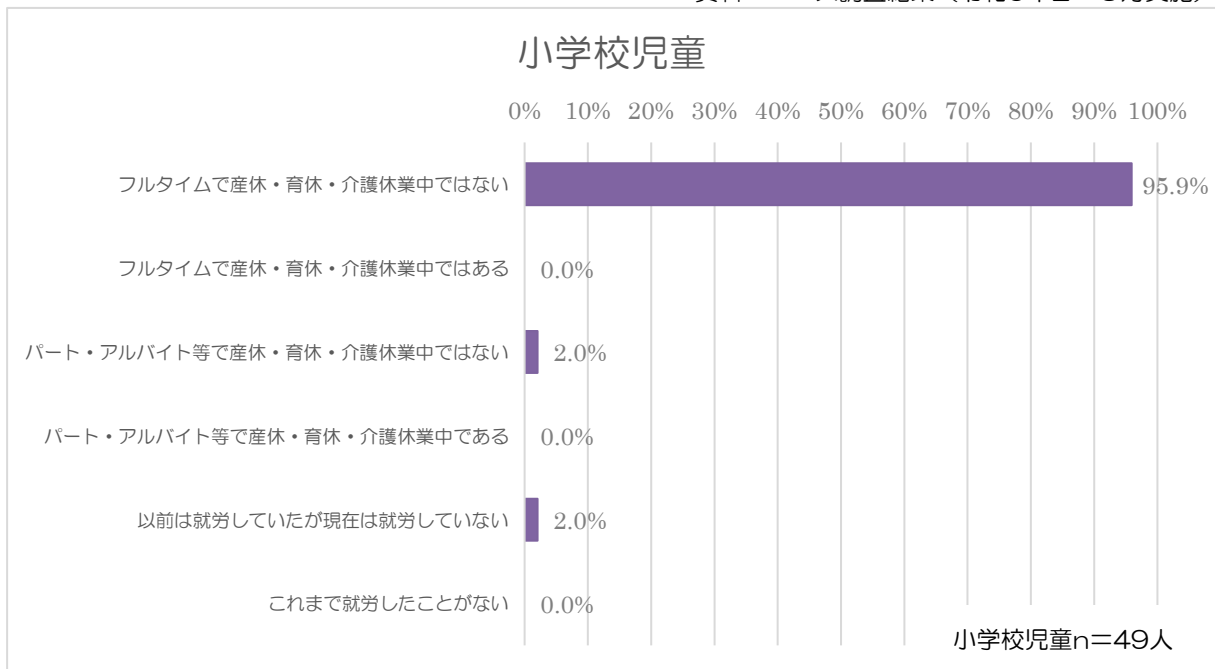
父親の就労状況

父親の就労状況を見ると、就学前児童では「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」が96.3%、小学校児童でも就労形態に関わらず就労している父親は95.9%で最も多くなっています。

◆父親の就労状況



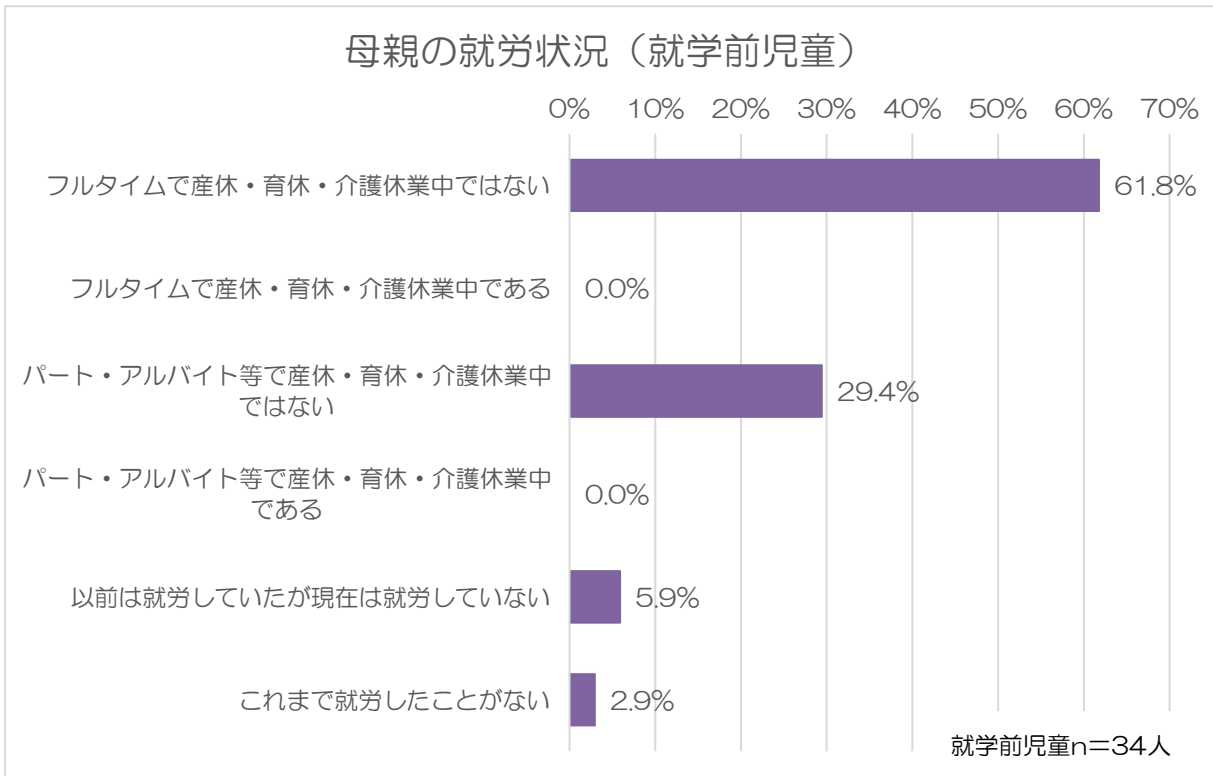
資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）



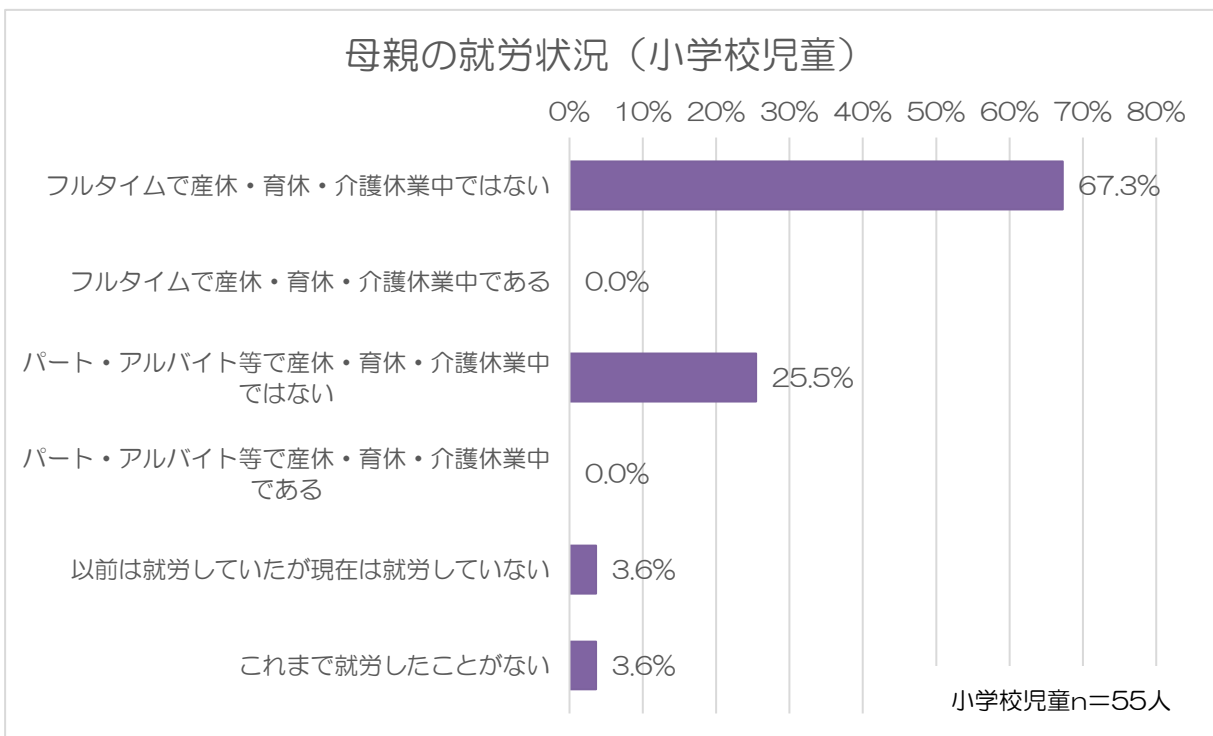
資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3実施）

母親の就労状況

就業形態にかかわらず就労している母親は就学前児童で約91.2%、小学校児童でも約92.8%となっています。現在、産休・育休等で休業中の方はいません。



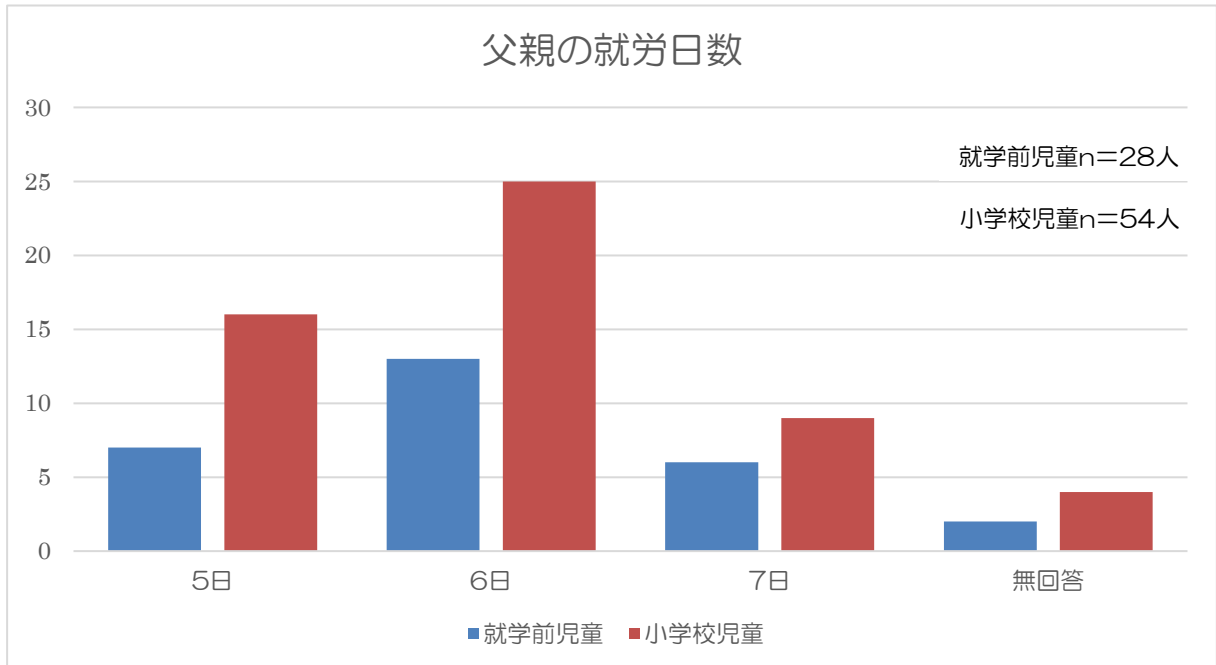
資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）



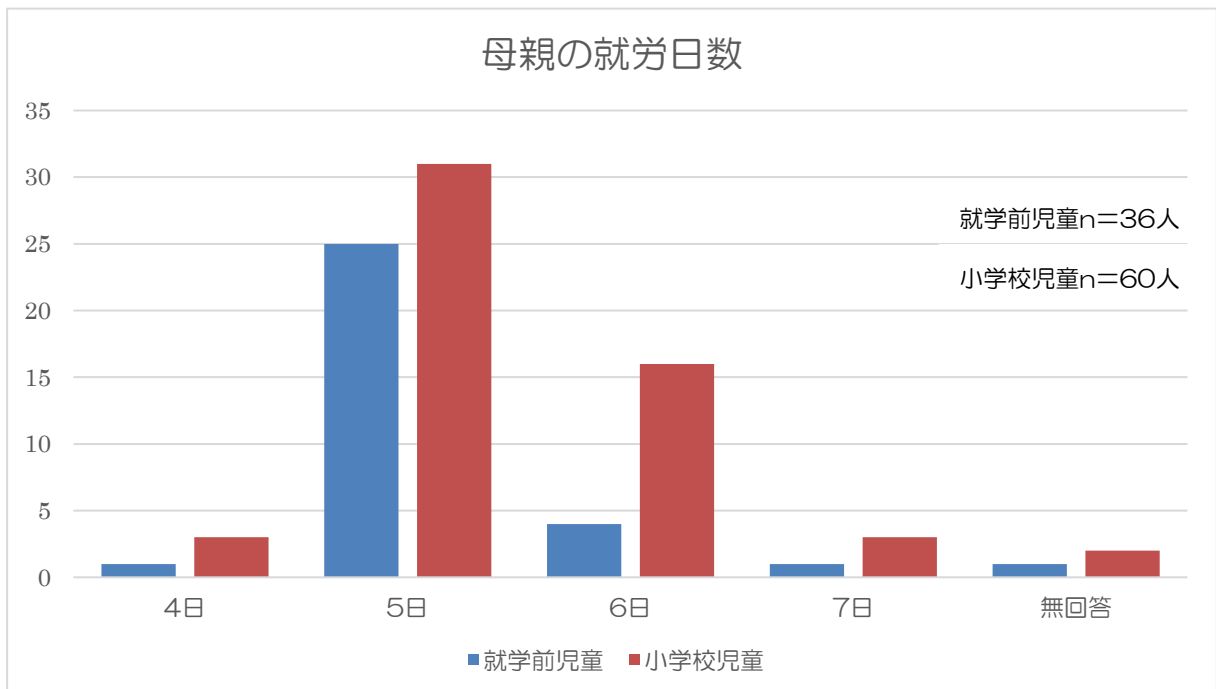
資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）

父親及び母親の就労状況

一週間における父親の就労日数は就学前児童と小学生児童ともに「6日」が最も多くなっています。母親の就労日数は就学前と小学校ともに「5日」が最も多くなっています。父母ともに就労日数は5日を越える傾向にあります。



資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）

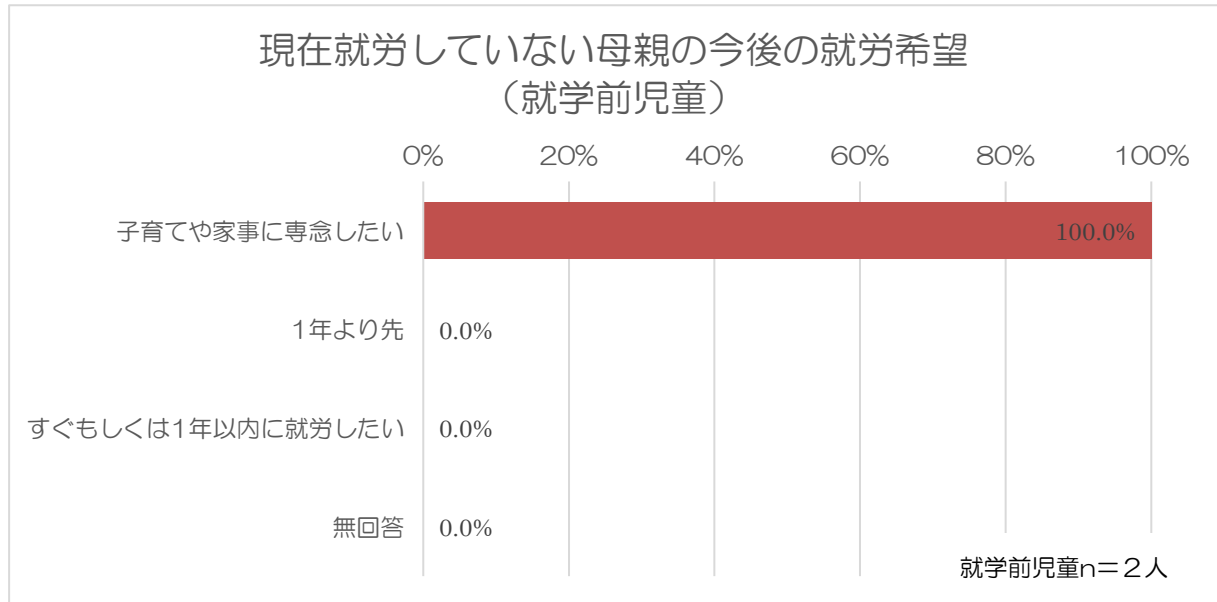


資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）

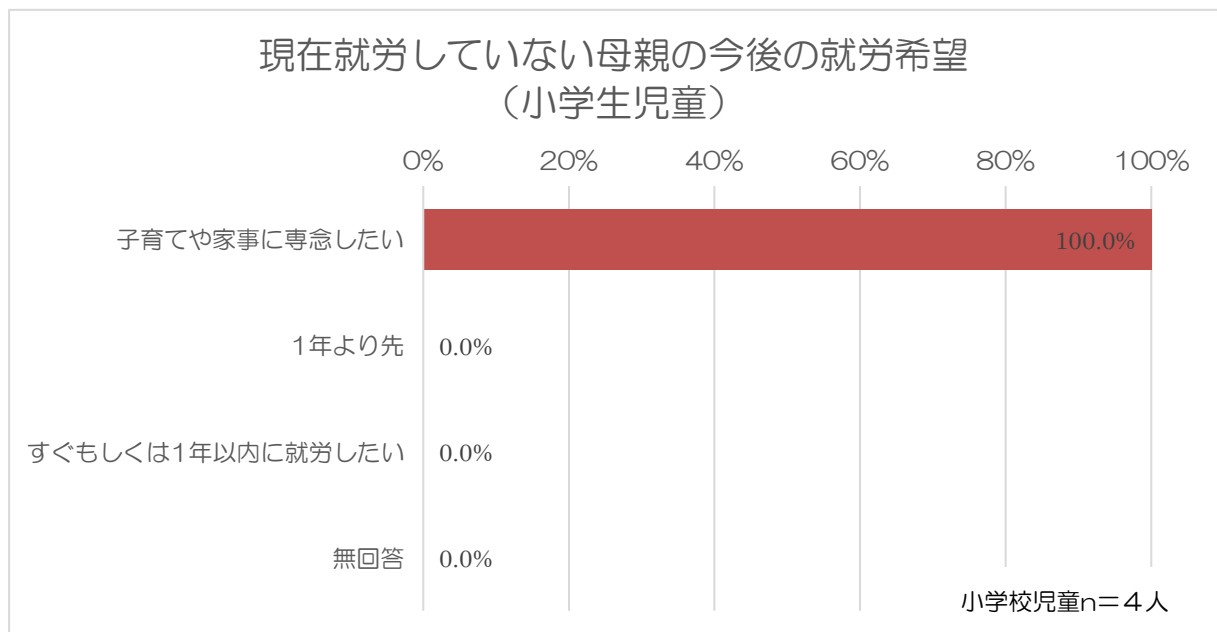
現在就労していない母親の今後の就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学校児童ともに「子育てや家事に専念したい」と回答した方が100%です。

前回調査では就労希望が多かったことから、保護者の意識の変化が伺えます。今後は一時預かり事業や教育・保育事業の教育部分のニーズが見込まれます。



資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）



資料：ニーズ調査結果（令和6年2～3月実施）

(3) 教育・保育事業のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本村に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下の通りです。

◆本村に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

		村内に居住する児童					
		1号 (人)	2号 (人)	3号 (人)			
				0歳	1歳	2歳	
令和 7 年度	量の見込み	4	15	7	2	8	
	確保 方策	特定教育・保育施設	10	15	3	6	6
		幼稚園+預かり保育			0		
		認可外保育施設		0	0		
		確認を受けない幼稚園	0				
令和 8 年度	量の見込み	4	16	5	7	2	
	確保 方策	特定教育・保育施設	10	15	3	6	6
		幼稚園+預かり保育			0		
		認可外保育施設		0	0		
		確認を受けない幼稚園	0				
令和 9 年度	量の見込み	4	12	5	5	7	
	確保 方策	特定教育・保育施設	10	15	3	6	6
		幼稚園+預かり保育			0		
		認可外保育施設		0	0		
		確認を受けない幼稚園	0				
令和 10 年度	量の見込み	4	14	5	5	5	
	確保 方策	特定教育・保育施設	10	15	3	6	6
		幼稚園+預かり保育			0		
		認可外保育施設		0	0		
		確認を受けない幼稚園	0				
令和 11 年度	量の見込み	4	14	5	5	5	
	確保 方策	特定教育・保育施設	10	15	3	6	6
		幼稚園+預かり保育			0		
		認可外保育施設		0	0		
		確認を受けない幼稚園	0				

※確保方策は、村内事業所で確保する定員をさします。

※教育・保育施設の利用に当たっては、保育の必要性などに応じて次の3つの区分に分かれて認定されます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育

(4) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本村に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下の通りです。

◆本村に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績	見込	推計				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (こども家庭センター)	か所	-	-	-	-	-	-	1
延長保育事業	人	1	1	1	1	1	1	1
放課後児童								
小学1～3年生	人	18	19	19	23	17	16	16
小学4～6年生	人	3	2	6	7	10	10	12
子育て短期支援事業								
短期入所生活 援助事業	か所	-	-	-	-	-	-	3
地域子育て支援	人日	90	72	84	66	84	72	72
一時預かり事業								
幼稚園の預かり保育	人日	1,019	300	576	576	576	576	576
一時預かり (ファミサポの未就)	人日	4	12	12	12	12	12	12
乳児等通園支援事業	人	-	-	-	1	1	1	1
ファミリー・サポート・センター事業	人日	0	0	0	0	0	0	0
病児保育事業	人日	0	720	180	162	162	152	138
妊産婦委託健康診査	人	5	6	5	5	5	5	5
産後ケア事業								
宿泊型	か所	-	-	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
デイサービス型	か所	-	-	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
アウトリーチ型	か所	-	-	-	-	-	-	1か所
乳児家庭全戸訪問事業	人	2	1	5	5	5	5	5

※上記の事業説明は次ページ以降に記載しています。

3 施設型事業

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育園が併設した施設であり、基本的に幼稚園・保育園を利用することに違いはありません。

現状と課題

○令和6年4月時点での就学前児童の「認定こども園」の利用状況は90%となっており、うち教育認定を受ける者は11.1%となっています。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○村内には「幼稚園」がなく、教育と保育を一体的に行う「認定子ども園」の1施設があります。また村外の幼稚園を希望する保護者も若干名いますが、保護者の教育ニーズ量に対する提供量の確保が可能と考えています。

◆教育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
推計利用者数	5	4	4	4	4	4
1号認定	4	4	4	4	4	4
提供量	10	10	10	10	10	10
村内施設	10	10	10	10	10	10

(2) 保育施設（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育園が併設している施設であり、基本的に幼稚園・保育園を利用することに違いはありません。また、地域型保育施設とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

- *小規模保育施設…国が定める最低基準に適合した保育施設で、定員6～19人のもの。
- *家庭的保育…保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービス。
- *居宅訪問型保育…ベビーシッターのような保育者がお子さんの家庭で保育するサービス。
- *事業所内保育施設…企業などが、主に従業員用に運営する保育施設。

現状と課題

○令和6年4月時点での就学前児童の「認定こども園」の利用状況は90%となっています。なお、本村では「認可保育園」「小規模保育事業」「事業所内保育施設」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」は実施していないため、利用がありませんでした。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○年々人口が減少しており、就学前の子ども数も減少することが見込まれることから、現在の1か所において利用必要量の確保が可能と考えています。

◆保育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）		推 計（人）			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計利用者数	30	32	30	29	29	29
2号認定	19	15	16	12	14	14
3号認定						
0歳	0	7	5	5	5	5
1歳	7	2	7	5	5	5
2歳	4	8	2	7	5	5
提供量	30	30	30	30	30	30
2号認定	15	15	15	15	15	15
3号認定						
0歳	0	3	3	3	3	3
1歳	7	6	6	6	6	6
2歳	4	6	6	6	6	6

4 相談支援

(1) 利用者支援事業

・子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供することを目的に、妊娠、出産及び育児に関する相談に応じ、支援を行う事業です。

・こども家庭センター

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○「子育て世代包括支援センター」は、母子保健担当課で実施しています。国では「子育て世代包括支援センター」から「こども家庭センター」への移行を進めていますが、村としては、人員配置の見通しがたたないため、移行の時期が未定となっています。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○今後の子どもの出生状況や子どもの人口の推移、意見・要望等を踏まえつつ「こども家庭センター」への移行が速やかにできるよう取り組んでいきます。

◆利用者支援事業（こども家庭センター）の年度別見込量と提供量

	実績	推 計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（か所）	—	—	—	—	—	1
提供量（か所）	—	—	—	—	—	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○「地域子育て支援拠点事業」は、村内に1か所開設しています。
 ○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」の利用は少ない状況にありますが、調査内で利用日数を増やしたい希望があったため、継続して情報提供を積極的に行い、必要な人が利用しやすい体制づくりが必要です。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○就学前児童の91%前後が教育・保育等施設を利用していることから、大幅な利用増は見込めない状況ですが、積極的な広報・周知に努め利用を促します。

◆地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	実績	推 計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間総利用数（人日）	90	84	66	84	72	72
提供量（か所）	1	1	1	1	1	1

5 訪問系事業

（1）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○村の母子保健担当の保健師が、新生児訪問指導の際に実施しています。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○今後も、同様の方法により実施することで全戸を訪問し、子育て家庭に必要な支援を行います。

◆乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間総利用者数	2	5	5	5	5	5
提供量	2	5	5	5	5	5

6 通所系事業

（1）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

現状と課題

○ニーズ調査結果、不定期の教育・保育事業の利用希望は11%となっております。

○母子保健担当と連携し、潜在的なニーズを把握するとともに、利用希望の発生に備えるよう努めます。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○少ないながら不定期の教育・保育事業の利用希望の意向があることや共働き家庭の増加を受け、短期入所生活援助事業を実施します。村内には児童養護施設等がないことから、近隣の施設で実施します。

◆子育て短期支援事業の年度別見込量

	実績	推 計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（か所）						
短期入所生活援助事業	—	—	—	—	—	3
提供量（か所）						
短期入所生活援助事業	—	—	—	—	—	3

(2) 産後ケア事業

分娩施設退院後からの一定の期間の母子に対して、病院、診療所、助産院、自治体等が設置する場所または居宅において、母親の身体的回復、心理的安定を図るとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。

現状と課題

○出生数は年々減少傾向にありますが母子保健担当課と連携し、潜在的なニーズを把握するとともに、利用希望の発生に備えます。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○令和7年度から宿泊型とデイサービス型については、生後4か月までの母子に対して事業を実施します。今後は必要に応じて、アウトリーチ型の実施と生後1か月までの母子に対して、事業の拡充を図ります。

◆産後ケア事業の年度別見込量

	実績	推 計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（か所）						
宿泊型	-	2	2	2	2	2
デイサービス型	-	2	2	2	2	2
アウトリーチ型	-	-	-	-	-	1
提供量（か所）						
宿泊型	-	2	2	2	2	2
デイサービス型	-	2	2	2	2	2
アウトリーチ型	-	-	-	-	-	1

(3) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現状と課題

○これまでの実績から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」は在園児を対象とした一時預かりは増えているものの、在園児以外の利用はほとんどありません。

事業の確保策

《令和7～11年度》

- 現在の1か所の事業を継続して実施します。
- 在園児を対象とした一時預かりについても、同時に行います。

◆一時預かり事業の年度別見込量と提供量

	実績（人日）	推 計（人日）				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間総利用数	1,023	588	588	588	588	588
在園児対象	1,019	576	576	576	576	576
在園児以外	4	12	12	12	12	12
提供量	1,023	588	588	588	588	588
在園児対象	1,019	576	576	576	576	576
在園児以外	4	12	12	12	12	12

(4) 乳児等通園支援事業

生後6か月～3歳未満の未就園児のいる家庭が対象で、月一定時間（10時間程度）までの利用枠の中で就労要件を問わず時間単位で利用することができます。

現状と課題

○ニーズ調査による利用希望は77%となっていますが、委託先については未定となっています。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○令和8年度から本格的に開始される事業ですが、現行の一時預かり事業との関係や、地域の実情を踏まえて事業展開について検討していきます。

◆乳児等通園支援事業の年度別見込量

	実績（人）	推計（人）				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間総利用者数	-	-	1	1	1	1

(5) 時間外（延長）保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

現状と課題

○認定こども園において午後6時から7時までの1時間の延長保育を実施しています。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○ニーズに対する提供量は十分に確保されているため、現在の体制を継続していきます。

◆延長保育事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推計（人）				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間実利用者数	2	1	1	1	1	1
提供量	1	1	1	1	1	1

(6) 病児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○ニーズ調査における病児保育の利用希望は「できれば利用したい」が70%と、高いニーズとなっています。現在村内で事業を提供できる環境がないため、環境の整備について検討していく必要があります。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○村内には対応できる医療機関もなく事業実施は困難な状況です。保護者に対して近隣市町の病児保育実施状況の情報提供等の実施を継続し、広域利用や環境整備について検討していきます。

◆病児保育事業の年度別見込量

	実績 (人)	推 計 (人)				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間総利用者数	0	180	162	162	152	138
提供量	0	0	0	0	0	0

(7) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

○村内1小学校区の児童を対象に1か所で放課後児童クラブを実施しています。
○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、就学前児童では小学校低学年のうち34.3%、高学年では2.9%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学校児童ではそれぞれ25.8%、35.5%が利用を希望しています。前回計画より、ニーズが全体的に低下しています。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○児童数は年々減少しており、それに伴い登録児童数も減少していくと見込んでいます。待機児童もなく供給量が充実しているため、現行の体制を維持継続していきます。

○高学年の利用ニーズは少数であるため、低学年と同一単位内での提供としながら継続していきます。

◆放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量【再掲】

	実績（人）	推 計（人）				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間実利用者数	23	25	30	27	26	28
小学1～3年生	20	19	23	17	16	16
小学4～6年生	3	6	7	10	10	12
提供量	23	25	30	27	26	28
小学1～3年生	20	19	23	17	16	16
小学4～6年生	3	6	7	10	10	12

7 その他事業

（1）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 本村単独の事業所はありませんが、八戸市の「ファミリー・サポート・センター」では圏域利用が可能となっています。
- ニーズ調査結果から放課後の時間帯での「ファミリー・サポート・センター」の利用希望状況をみると、就学前児童・小学校児童ともに利用希望者はいません。

事業の確保策

《令和7～11年度》

- 事業（提供会員養成講習会含む）の周知・広報を行い、利用希望の発生に備えるよう努めます。

◆ファミリー・サポート・センター事業の年度別見込量

	実績（人）	推 計（人）				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間総利用者数	0	0	0	0	0	0

（2）妊産婦委託健康診査

妊産婦健診を医療機関に委託し費用の助成を行うことにより、経済的負担を軽減し、妊産婦の健康の保持及び増進を図る事業です。

現状と課題

○妊娠届出時に、1人当たり14回分の妊婦健康診査受診券を配布し、健診時に提出することにより無料で受診できるよう医療機関に委託しています。多胎妊婦の場合は、14回では回数が少なく、医師会からも支援の増加が望まれています。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○今後は多胎妊婦にも回数を増やして助成するとともに、低負担で健診できるよう医療機関への委託を継続します。

○産婦健診は、令和7年度から実施します。

◆妊産婦健康診査の年度別見込量

	実績（人）	推 計（人）				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間実利用者数	6	5	5	5	5	5

（※令和5年度の実績は、妊婦健診のみ）

（3）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図るための事業です。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○今後の動向等をみながら事業の実施について検討します。

（4）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業の確保策

《令和7～11年度》

○今後の国の動向を踏まえ、必要に応じて内容を検討し実施していきます。

(5) 多様な事業者等の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業の確保策

《令和7～11年度》

〇ニーズに対する提供量は十分に確保されているため新たな参入の必要はありません。

8 幼児期の教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定子ども園に係る基本的な考え方

認定子ども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受入れられる施設です。

また、認定子ども園は地域における子育て支援の役割を担っているため、すべての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う観点からも、子育て支援のための地域拠点施設として、利用者の利便性の向上につながります。

(2) 幼稚園教諭や保育士の資質向上のための支援

すべての子どもの健やかな育ちをめざすためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士の資質向上が不可欠です。

幼稚園教諭と保育士が、教育・保育の質の向上に向けて、意識や課題を共有する機会を確保できるように、機関の連携に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定子ども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育園、認定子ども園は、子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方地域型保育事業は、0歳から2歳児の保育を地域に密着した身近な場で提供す

第4章 子ども・子育て支援の事業展開

る役割を担うものです。これらが、相互に補完することにより、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

こうしたことから、教育保育施設と認可された地域型保育事業者との十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(5) 幼稚園および保育園と小学校との連携

教育・保育の切れ目のない支援と環境づくりを確保するためには、小学校教諭と幼稚園教諭・保育士が共に子どもの発達を長期的な視点で据え、互いの教育内容や指導方法について理解を深め共有することが大切です。就学前の子どもが小学校生活へ円滑に移行できるよう、小学校と保育園の連携を一層強化します。

9 教育・保育施設の質の向上

特定教育・保育施設および地域型保育事業では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修や保護者懇談会を開催し、保護者の意見を聞きながら保育サービスの質の向上に努めます。

地域子ども・子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報提供に努めます。

放課後健全育成事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等へ積極的な参加と、定期的な情報交換に努めます。

10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付は、保育の必要性が認められた保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して実施し、公正かつ適正に施設等利用費の給付を行います。

第5章 次世代育成支援及び子どもの貧困対策に関する 施策展開

次世代育成支援対策は、平成17年4月から令和7年3月までの15年間において新郷村次世代育成支援行動計画（前期・後期計画、第2期新郷村子ども・子育て支援事業計画）が推進されてきました。

子どもの貧困は、子どもたちに様々な影響をもたらすと言われていています。子どもの貧困対策の推進についても引き続き、推進していきます。

本計画においても、前計画の基本理念を引き継ぎ、その実現に向けて次の基本目標のもとで施策を推進していきます。

計画の基本目標

- 基本目標1 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり
- 基本目標2 すべての子育て家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり
- 基本目標3 子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり
- 基本目標4 地域も家庭も相互に協力しあえるむらづくりの推進
- 基本目標5 安心・安全な子育て環境づくり

基本目標Ⅰ 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

推進策1 子どもたちの居場所づくり

施策(1) 保育園等での多様な保育サービス等の推進

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
施設型事業・認定子ども園(再掲)	教育・保育事業を一体的に提供し、子どもの健やかな成長と幼児期の教育・保育を実施します。	1か所	継続実施
延長保育事業(再掲)	保護者の就労状況等により、通常の利用時間を延長して保育を実施します。	午後6時から 午後7時まで	継続実施
一時預かり事業(再掲)	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。	1か所	随時実施
地域子育て支援拠点事業(再掲)	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行います。	1か所 (週3日)	継続実施
保育所等地域活動事業	保育所等の有する機能を地域住民のために活用し、児童福祉の向上を図ります。	各種活動の 実施	継続実施

施策(2) 小学生の居場所づくり

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
放課後健全育成事業	保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、子どもたちの健全な育成を図ります。	1か所 (登録21人)	継続実施
放課後子ども教室	放課後等に小学校の余裕教室等を使用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育みます。	休止	随時対応

推進策2 特色ある教育環境づくり

施策(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学習教育環境等の整備

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
体験学習事業	学ぼうとする意欲と個性を発揮できる学習環境の推進を行います。	年6回	継続実施
小中学校生涯学習講座委託事業	各学校において職場体験・ふれあい体験等を行います。	各小中学校 (年1回)	継続実施
語学指導外国青年招致事業	外国語教育の充実を図ります。	各小中学校 <small>外国語指導員配置1名</small>	継続実施

施策(2) 幼児教育の充実

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
施設型事業・認定子ども園（再掲）	教育・保育事業を一体的に提供し、子どもの健やかな成長と幼児期の教育・保育を実施します。	1か所	継続実施
障がい児保育事業	保育士の加配や保育内容・技術の研修に努めながら、障がい児保育の充実を図ります。	1か所	随時対応
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児の受け入れが可能になるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	1か所	随時対応

◆子どもの健やかな成長を支援する体制づくりにおける今後の対応

*保育所等での多様なサービス等については、ニーズに対し供給量が充実しており、前回計画から見ても待機児童はいません。また、延長保育事業・一時預かり事業も村内の教育・保育施設へ委託しており、少数ではありますがニーズがあるため継続していきます。

*小学生の居場所づくりについては、「放課後児童クラブ」を実施しています。子どもの減少により、登録児童数も年々、減少傾向にあります。現状は共働き家庭が多く、1年生の登録児童数は他の学年と比較しても毎年多くなっています。放課後の安全・安心の居場所づくりとして「放課後児童クラブ」や地域で活動できる「居場所」の確保に努めます。

基本目標Ⅱ すべての子育て家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり

推進策1 子育てに関する相談・情報提供や親が交流できる場づくり

施策(1) 子育て支援事業に関する相談・情報の発信

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）	母子保健(子育て世代包括支援センター)と児童福祉が連携・協働し、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、保健師等が相談支援や専門的な対応や調査、訪問等、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談支援体制を構築します。	1か所	継続実施
母子健康手帳の交付	交付時に事業・制度の紹介に努め、活用の促進を図ります。 各事業を通じて、必要な相談・情報提供を行います。	母子健康手帳の交付 6件	継続実施
妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導		訪問指導件数 9件	
乳幼児健康診査		乳幼児健康診査 受診率95.4%	
母と子の栄養教室 乳幼児健康相談		母と子の栄養教室 ・乳幼児健康相談 参加率75%	
地域子育て支援拠点事業	子育て情報の提供や親子が気軽に集い、交流・相談できる場を提供します。	1か所	継続実施

推進策2 母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

施策(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
妊産婦委託健康診査	妊産婦健診を医療機関に委託し費用の助成を行うことにより、経済的負担を軽減し、妊産婦の健康の保持及び増進を図る事業です。	受診率 88.6%	継続実施
乳児一般委託健康検診	乳児の健康の保持増進を図る事業です。	受診率 50%	継続実施
乳幼児健康診査	健康状態をチェックし、異常の早期発見・早期治療に繋げる事業です。	受診率 95.4%	継続実施
妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導	妊娠期から乳幼児期までの個々に即した支援を行う事業です。	訪問指導件数 9件	継続実施

施策(2) 食育の促進

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
母と子の栄養教室	離乳食の正しい知識と小さい頃からの食習慣の確立の普及を行います。	参加率 75%	継続実施
親子食育教室	食生活改善推進員による親子食育教室を実施します。	年1回	継続実施

施策(3) 思春期保健対策の充実

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
思春期健康教室	健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるとともに、健全な自尊心、自分を大切にする心を育てサポートします。	各小中学校	継続実施
思春期相談	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、問題点を関係機関と連携し検討します。	小中学校	継続実施

施策(4) 歯科保健対策の充実

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
歯科保健指導	乳幼児健診、母と子の栄養教室で歯磨き習慣を推進するため歯ブラシ、歯磨き粉等の配布し、保健指導を実施します。	受診率 100%	継続実施
フッ素無料塗布の実施	1歳6か月児・2歳児・3歳児健康診査の際にフッ素塗布を実施します。	実施率 87.5%	継続実施

施策(5) 小児医療の充実

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
広域による医療体制の確保	近隣市町での継続的な医療が受けられるかかりつけ医の必要性を啓発するために、情報提供をします。	—	実施
各種予防接種の推進	保健衛生事業計画表等に掲載、新生児訪問で保健師から説明し予防接種の理解を深め推進します。	新生児訪問での 指導率100%	継続実施

推進策3 子育て支援に関する行政等のサービスの充実

施策(1) 行政等による子育て支援

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
出産祝金	村で生まれた子どもを対象に祝金を支給します。(第1子:10万円、第2子:20万円、第3子以降:30万円)	0件	継続実施
地域子育て支援拠点事業(再掲)	子育て情報の提供や親子が気軽に集い、交流・相談できる場を提供します。	1か所	継続実施
子育て家庭おむつ用品等助成	3歳未満児を養育している者に対して、おむつ用品等の助成を行いません。(子ども1人当たり月5,000円を上限)	-	継続実施 (令和6年10月新規事業)
児童手当支給	児童手当制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、児童手当を支給します。	受給者数 76人	継続実施
保育料軽減事業	国基準(保育料)の概ね半額の軽減負担を実施します。	対象者数 11人	継続実施
主食費の助成	保護者が自己負担しなければならない主食費(米代)を全額助成しています。	しんこう保育部父母の会 100,582円	継続実施
副食費の無償化	所得により発生する3歳以上児の副食を無償化します。	-	継続実施 (令和6年10月新規事業)
小・中学校給食無償化事業	学校給食に係る費用を無償化し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	児童・生徒数 109人	継続実施
乳幼児医療費助成事業	就学前児童が、医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を助成し子育て世帯の負担軽減を図ります。	支給対象者 37人 助成件数 958件	継続実施
子ども医療費助成事業	小学校就学から中学校修了までの児童生徒が、医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を助成し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	支給対象者 98人 助成件数 1,229件	継続実施
副教材費無償化	村内小・中学校に在籍している児童、生徒の、保護者が負担している副教材(教科書以外のドリル、ワークブック、問題集等)費を全額補助します。	-	継続実施 (令和6年10月新規事業)

第5章 次世代育成支援及び子どもの貧困対策に関する施策展開

修学旅行費助成	村内小・中学校に在籍している児童、生徒の、保護者が負担している修学旅行費を助成します。 (児童ひとりあたり50,000円、生徒ひとりあたり100,000円)	-	新規事業
子育て世代サポート祝金	村の次世代を担う児童生徒の健全な育成を支援することを目的に、児童生徒を養育している者に祝金を支給します。	受給者数 44名	継続実施
出産・子育て応援ギフト	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴奏型支援を行い、経済的負担軽減を図ります。	出産応援ギフト 4件 子育て応援ギフト 2件	継続実施

◆すべての子育て家庭が気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくりにおける今後の対応

* 地域で子育て中の保護者や子どもが気軽に集い、交流できる場（機会）をつくることで、親たちの子育てへの負担感を軽減していく必要があります。地域で安心して子育て生活を行っていくためにもニーズの把握に努め、既存の施設を有効活用し、積極的な交流の場（機会）づくりや子育て情報の提供手段等の工夫に努めます。

* 母子保健に関する取組は充実していますが、前回計画から引き続き小児医療を含む救急医療体制については、村内の医療機関で対処するのは難しい状況です。近隣市町の医療機関等の情報提供を徹底していきます。

* 利用者支援事業の「こども家庭センター」への移行は、今後の状況を見ながら検討していきます。

基本目標Ⅲ 子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり

推進策1 仕事でも家庭でも「男女共同参画」意識の浸透

施策(1) 父親も参加できる子育て教室の実施

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
父親及び家族参加の啓発	主に母親が中心に行っている保護者会活動等での父親への参加の呼びかけや、授業参観・懇談会等の参加の推進をします。	各活動への参加	継続実施

◆子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくりにおける今後の対応

*近年は共働き家庭が多く、子育ては母親だけが担うのではなく父母ともに行う家庭が多くなってきています。その傾向から父親もさまざまな事業に参加するようになってきています。今後は家族（祖母だけではなく祖父も含む）も一緒に子育てに参加するよう共同参画の啓発に努めていく必要があります。また、仕事中心の生活を送る父親がより子育ての楽しさを実感し、子育てや家庭のことに参加する意識を浸透させていきます。

基本目標Ⅳ 地域も家庭も相互に協力しあえるむらづくりの推進

推進策1 見守り・支える子育て支援の充実

施策(1) 住民による子育て支援の充実

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
ファミリー・サポート・センター事業	育児を援助したい方（協力会員）と援助を受けたい方（依頼会員）を会員として登録し、会員間の育児の相互援助活動を支援します。	協力会員1人 依頼会員0人	継続実施

施策(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
家庭教育学級	すべての教育の原点となる家庭教育の重要性を理解し、家庭教育の向上に向け、保護者の学習の場づくりの支援に努める。	年6回	継続実施
子ども会親子活動	子ども主体の取組を進め、子ども会活動を通じて同年齢・異年齢の子どもの交流を促進します。	年8回	継続実施
青少年健全育成連絡協議会	家庭・学校・地域社会等が連携して子どもたちの健全な育成に努めます。	年3回	継続実施
小中学校生涯学習講座委託事業	小中学校生涯学習講座をとおして、地域における世代間交流の機会を促進します。	各小中学校 (年7～8回)	継続実施
児童・生徒生涯学習講座 文化部等の活動支援	社会教育関係団体の自主性を尊重しつつ、生涯学習の振興に努めます。	年8回	継続実施

推進策2 とともに支えあう協力体制づくり

施策(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別検討会議を開催し、児童相談所・関係機関と連携し対応します。	代表者会議1回 実務者会議2回 個別ケース検討会議0回	継続実施
児童相談	家庭における適正な児童の養育と養育に関連して発生する児童問題の解決を図るため専門的に相談・指導を行います。	相談件数3件	継続実施
乳児家庭全戸訪問事業	全ての妊産婦・及び新生児に保健師が訪問し相談や見守りをします。	2件	継続実施

施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
児童扶養手当支給	児童扶養手当制度の一層の普及・啓発に努めます。	受給者数 (12人)	継続実施
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の自立促進のため、各養成講座の受講や資格取得のための支援として自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費のチラシを設置します。	窓口チラシ設置 個別配布 養成講座1件 給付金申請0件	継続実施
就学援助費支給事業	経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	支給者児童・生徒数 (21人)	継続実施
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減します。	支給対象者数 (親) 11人 (子) 25人 助成件数 240件	継続実施

施策(3) 障がい児施策の充実

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
障がい児保育事業（再掲）	保育士の加配や保育内容・技術の研修に努めながら障がい児保育の充実を図ります。	1か所 (受け入れなし)	随時対応
医療的ケア児保育支援事業（再掲）	医療的ケア児の受け入れが可能になるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	—	随時対応
特別支援教育事業	教育支援委員会において、本人に最良となる教育を家族等に提案します。また、家族が障がいを理解できるように関係機関が連携します。	判定会議 年4回開催	継続実施
特別児童扶養手当支給	障がい福祉担当部門と連携し対象となる手当等の情報提供及び申請支援を行います。	支給者数 (2人)	継続実施

施策(4) 子どもの貧困対策の推進

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
学習塾	学習意欲と基礎学力の向上を促し、自ら学ぶ力を養うことで、高等学校等へ進学や将来に繋いでいきます。	年21回 (中学3年のみ)	継続実施
子育て家庭おむつ用品等助成 (再掲)	3歳未満児を養育している者に対して、おむつ用品等の助成を行いません。(子ども1人当たり月5,000円を上限)	—	継続実施 (令和6年10月新規事業)
児童手当支給（再掲）	児童手当制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、児童手当を支給します。	受給者数 (108人)	継続実施
児童扶養手当（再掲）	児童扶養手当制度の一層の普及・啓発に努めます。	受給者数 (12人)	継続実施
保育料軽減事業（再掲）	国基準（保育料）の概ね半額の軽減負担を実施します。	対象者数 11人	継続実施
主食費の助成（再掲）	保護者が自己負担しなければならない主食費（米代）を全額助成しています。	しんごう保育園父母の会 100,582円	継続実施

第5章 次世代育成支援及び子どもの貧困対策に関する施策展開

副食費の無償化（再掲）	所得により発生する3歳以上児の副食を無償化します。	-	継続実施 <small>（令和6年10月新規事業）</small>
小・中学校給食無償化事業（再掲）	学校給食に係る費用を無償化し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	児童・生徒数 （134人）	継続実施
就学援助費支給事業（再掲）	経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	支給者数 （4人）	継続実施
乳幼児医療費助成事業（再掲）	就学前児童が、医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を助成し子育て世帯の負担軽減を図ります。	支給対象者 37人 助成件数 958件	継続実施
子ども医療費助成事業（再掲）	小学校就学から中学校修了までの児童生徒が、医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用を助成し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	支給対象者 98人 助成件数 1,229件	継続実施
副教材費無償化（再掲）	村内小・中学校に在籍している児童、生徒の、保護者が負担している副教材（教科書以外のドリル、ワークブック、問題集等）費を全額補助します。	-	継続実施 <small>（令和6年10月新規事業）</small>
子育て世代サポート祝金（再掲）	村の次世代を担う児童生徒の健全な育成を支援することを目的に、児童生徒を養育している者に祝金を支給します。	受給者数 44名	継続実施
出産・子育て応援ギフト（再掲）	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴奏型支援を行い、経済的負担軽減を図ります。	出産応援ギフト 4件 子育て応援ギフト 2件	継続実施
村営住宅入居募集	20歳未満の子を扶養している寡婦が優先的に入所できます。	1件	継続実施

◆地域も家庭も相互に協力しあえるむらづくりの推進における今後の対応

*児童虐待防止対策の充実においては児童虐待が社会問題となっている今、行政機関だけではなく地域で見守り、協力していく体制の支援が必要です。今後も継続して地域の関係機関や資源の活用、連携の強化や体制づくりに努めていきます。

*子どもの貧困対策にあっては、第一に、子どもに視点を置いて、成長段階に即して切れ目のない支援を実施し、すべての子どもたちが夢を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策等を踏まえ、経済的状況支援の充実を図ります。

基本目標Ⅴ 安心・安全な子育て環境づくり

推進策1 子どもを安心して育てられる環境づくり

施策(1) 安心して遊び生活することができる環境の整備

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
新郷村通学路交通安全プログラム	通学路の危険箇所の確認を行います。	年2回	継続実施
防犯灯設置事業	通学路等の暗い箇所を中心に防犯灯の設置をします。	防犯灯の設置なし	随時対応
ゆきみち計画に基づく除雪	降雪終了後、小型除雪機を使用して除雪を行い、子どもの安全確保に努めます。	新郷小学校及び しんごう保育園周辺	継続実施

施策(2) 環境美化の推進

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
親子早起き掃除	ゴミの不法投棄防止や日常の清掃活動に地域ぐるみで取り組むことによって村内の環境美化を推進します。	年9回	継続実施
再利用資源回収活動	再利用資源回収活動等の実施により、リサイクルへの取り組みの向上を図ります。	年2回	継続実施

推進策2 子どもを守る“地域力”の向上

施策(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
交通安全教室・新入学交通安全運動	交通安全教室、新入学交通安全運動、通学路交通安全、自転車実技指導、広報紙配布	各小中学校 1回	継続実施
交通安全街頭指導	地域住民の交通安全意識の向上、交通安全思想の普及・浸透及び交通事故防止に努めます。	村内5か所 (年2回)	継続実施

施策(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

事業名	事業内容	事業量 (令和5年度)	目標事業量
地域安全ニュースの配布	情報誌配布や青少年健全育成のための相談・指導を通じて地域ぐるみの防犯活動を推進します。	年3回	継続実施
青少年健全育成連絡協議会	各関係機関・団体・家庭と連携し総合的な非行防止を推進します。	年3回	継続実施

◆安心・安全な子育て環境づくりにおける今後の対応

*子どもを安心して育てられる環境づくりにおいては、通学路等の安全点検を定期的に行い、充実している環境を継続していき、良好な子育て環境づくりを目指していきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の点検および推進体制

本計画の推進にあたっては、計画推進期間中の各年度に施策および実施事業の状況を一括して把握・点検し、その後の事業実施や計画の見直しに反映させていく必要があります。

そこで村では関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら各施策の状況を把握・点検し、次世代を担う子どもたちや子育て家庭を主体とした村の子育てスタイルの確立に向け、本計画の効果的な推進をめざします。

2 関係機関・民間団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や村内外のさまざまな関係施設等がそれぞれの役割を担い相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

また、子育て家庭へのさまざまな支援を地域で行っている民間団体等にも情報交換や協力を求めながら計画の推進を図ります。

資料編

1 新郷村 子ども・子育て会議条例

(1) 新郷村子ども・子育て会議条例

平成25年9月17日

条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、新郷村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項に掲げる事務、その他村長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、村長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

任期 令和6年6月28日～令和8年6月27日

	氏名	区分	所属等
会長	村岡 和俊	学識経験者	新郷村議会総務常任委員長
副会長	袴田 美智子	子育て支援事業従事者	しんごう保育園長
委員	山本 哲	子育て支援事業従事者	新郷小学校長
委員	木村 良一	関係機関	新郷村社会福祉協議会会長
委員	佐藤 久美子	学識経験者	主任児童委員
委員	中平 将義	子どもの保護者	新郷小学校の保護者
委員	川代 里佳	子どもの保護者	新郷小学校の保護者
委員	岡田 稔	関係行政機関	新郷村教育委員会教育長



新郷村 第3期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行者 新郷村 住民課

住 所 〒039-1801 青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10

TEL 0178-78-2111 FAX 0178-78-2118

URL <http://www.vill.shingo.aomori.jp>

